

第2章

基地の歩み（その1.米軍関係）

《前年度からの主な変更点》 ※軽微な変更は省略

ページ	変更内容	令和5年度版	令和4年度版
21	(20)米海軍配備艦船の推移 修正	・現段階での米海軍配備艦船数の修正	—
21～25	(20)米海軍配備艦船の推移 【別表】現在の配備艦船一覧(配備年月日順) 修正	満載排水量の修正	—
25	※これまでの配備艦船一覧(脱配備年月日順) 追加	23 LSD-48 アシュランド 追加	—

(1) 終戦直後

昭和20年8月15日、日本国民は一様に大きな衝撃を受けた。日本帝国海軍の西の要、佐世保鎮守府を擁する佐世保市民も例外ではなかった。長い戦争で食糧、衣料は勿論、あらゆる生活物資が極度に不足し、市民は日々の生活に大きな不安を抱いていた。また、米軍進駐ということに対しても不安と緊張感を募らせていた。

しかし、この間、国及び県市などが行った啓蒙宣伝が奏功し、市民も少しずつ平静を取り戻し、米軍進駐に一抹の不安を抱きながらも、敗戦国民として潔くこれを迎えようとする心構えが次第にできていった。

昭和20年9月10日、米海軍掃海艇50隻による西九州各地への進駐路である南西海面の掃海作業が日本艦船の協力を得て行われ、松島水道、長崎近海、有明湾の主要箇所を終わった米海軍掃海艇のうち6隻は13日午前8時15分、その姿を佐世保に現わし港内の掃海作業を始めた。

佐世保鎮守府及び佐世保市でも軍港、商港を分担してそれぞれの海面の掃海作業に協力した。

こうした中に、佐世保をはじめ九州各地へ進駐する連合軍部隊は、第5海兵軍団を主力とする米軍で、佐世保には9月15日前後に200人ないし500人の先遣隊が上陸し、これに引き続いて第5海兵軍団のほか、第5艦隊も入港することが分かった。本隊の佐世保進駐は同月21日で人員およそ5万人であることも分った。同月26日、連合軍は佐世保軍政府を佐世保市役所の二階に設置し、30日には連合軍の陸上輸送を司るため、佐世保駅の駅長室に輸送司令部を設置した。こうして佐世保進駐の連合軍は、着々として軍政への体制を整えていった。

(2) 平和商港への転換

昭和23年1月1日、佐世保港は西日本における戦後最初の貿易港として指定された。立神係船池の6, 7, 8, 9岸と、その背後にある倉庫群（旧軍需部倉庫）を利用して、外塩、大豆、食糧、賠償物資の積み卸しが活発となった。一方、旧海軍工廠をはじめとする旧軍の工場も船舶の修理を始め、平和産業へ転換し、市民の平和産業港湾都市建設への意欲は更に高まった。また、この年には燃料補給基地指定（日本及び極東を運航する船舶の給油指定港）を受けたので、各国の商船が入港し、連合軍艦を上回る盛況をみた。昭和25年4月1日には正式に食糧輸入港の指定を受け、港湾荷役業者の強化、施設の整備、船舶代理店、船舶用燃料、給水、食糧取扱業者の開店などがあって商港としての形が整えられた。

市は立神地区に立神臨港鉄道を敷設するなど、港湾の機能向上に意欲を燃やした。平和産業港湾都市実現を願う佐世保市民の間に旧軍施設や財産の転用の要望が高まった。

市は昭和25年1月13日、「平和宣言」を行い、平和産業港湾都市への方向を内外に示した。

あたかもこの年6月28日、旧軍港市転換法が実現し、それと呼応して港湾法も制定された。

これらによって、港湾管理者を設けて自主的な運営を行うとともに、平和産業港湾都市として発展を図る進路が確定し、名実ともに商港への第一歩を踏み出した。

〔平和宣言〕

巨億の国帑と、60年の永きに亘り営々として構築された旧軍港は専ら戦争目的のみに供用せられてきた。

膨大なる軍工廠を擁し、軍都として発展してきた佐世保市は、人口30万に達する大都市となった。然るに今次大戦は日本を殆ど破滅の状態において終末を告げ数代に亘ってここに定着した市民は住むに家なく、帰るべき故郷は既になく荒廃した惨状の中に失業の群衆と化し去った。

解体艦船のスクラップの山、半壊の建物の群は、これを眺める市民に戦争の惨禍と無意義さを^{しみじみ}訴えるのである。

日本は新憲法により非武装平和国家を中外に宣言した。

佐世保市は茲に180度の転回をもってせめて残された旧軍財産を平和と人類の永遠の幸福のために活用し、速やかに平和産業都市、国際貿易港として更生せんことを^{こいねが}冀うのみである。

市民はその総意をもって港を永久に平和港として育成することを、ここに宣言する。

昭和25年1月13日

(3) 朝鮮戦争の影響

ようやく軌道に乗った平和商港への営みも、昭和25年6月25日突如勃発した朝鮮戦争によって施設の大半が連合軍に再接収され、特に外国貿易船用の大型係船岸壁の総てが使用できなくなった。

外貿貨物は、昭和23年の25万トンから、26年には一挙に3万トンに激減し、商港としての機能はほとんど停止された。商船の入港は皆無となったが、一方、軍用船の出入港は驚異的な数に上り、港湾役務関係業者の活動は、大都市港湾をしのぐものがあつた。

朝鮮戦争は基地の町佐世保の経済復興に即効的な効果をもたらした。ことに不況に苦しんでいた佐世保重工業株式会社（以下、「SSK」という。）にとってはまさに干天の慈雨であつた。SSKは米軍艦船の修理に多忙を極め、急速に苦境から脱出することができた。

また連合軍は佐世保を補給基地として多数の将兵を集結させ、朝鮮半島に出兵させたため、湊町、栄町一帯のバー街をはじめ市内の商店街は米将兵であふれ、日夜賑いを極めた。朝鮮戦争の特需が市の財政に及ぼした影響は直ちに市税の増収となって現われ、昭和25年度から28年までの間は急角度で上昇を続け、歳入総額においても毎年23～35パーセントの伸びを示した。

昭和26年対日平和条約とともに日米安全保障条約が締結され、翌昭和27年に結ばれた日米行政協定によって佐世保港の施設は占領当時のままの形で米海軍が使用することとなった。

朝鮮戦争を契機とする内外情勢の急変は、佐世保市と佐世保港の状況を一変させ、平和産業港湾都市建設への進路を大きく転換させた。昭和27年4月の市制施行50周年記念式典の式辞において中田市長は、本市が再び軍基地化しようとするに至っていることに言及し、祖国の防衛に全幅の協力することは、我々佐世保市民の歴史的運命であるとしながら、平和産業港湾都市としての立市の悲願は、軍基地の目的を阻害することなく、両者は併立し得るものと信じるとして、軍商併立港への方針の再転換を表明した。

なお、朝鮮戦争は、南北に分断されたまま昭和28年に休戦協定が結ばれ、現在に至っている。

(4) 制限水域の設定

米国を主力とする連合軍は本市に進駐すると同時に、佐世保港を米海軍施設として占領し、

- 佐世保港入港日本船舶取締規
- 佐世保港航行制限区域
- 佐世保港内小型船舶航行規制
- 佐世保港内日本小型船舶の夜間航行禁止
- 佐世保港内漁業規制
- 佐世保港内におけるサルベージ及び潜水作業の禁止

の指令を次々に発して、佐世保港を完全に占領軍の管理下においた。そして昭和27年に対日平和条約が発効した後も、岡崎ラスク協定により、水域は海軍施設とともに改めて米軍に提供された。

朝鮮戦争も終わって緊迫した空気がようやく解け、港内における米海軍の取締りが緩和されると、立入禁止区域への日本船舶の立入りが増加した。このため米海軍は港内の制限水域を明確にする必要を感じ、日本側の意向を打診してきた。市は米側が示した案を検討し、一部修正を加えて、関係業者団体や漁業組合の同意を得て調達庁（現在の防衛省）に同意する旨の回答を一応は準備したが、昭和38年大型タンカー時代を迎えるにあたり、時代の潮流に合致する案に変更し、占領軍指令による制限水域の緩和について強く政府に陳情した。その結果、政府も水域を陸上施設の不可分の施設とし、すべてを米側の管理する水域とするというこれまでの考え方を改め、返還すべき水域と提供すべき水域を区分し、更に提供する水域の中で米側の使用条件に応じた区分をし、日本の法律を遵守することを条件とした協定にするということで米軍への働きかけを約束した。

一方、市は新しい制限水域について政府に同意書を提出する前に、積極的に漁業協同組合員はじめ関係者の説明、説得にあたり、昭和38年8月1日同意書を提出した。これに基づき9月19日に日米合同委員会、そして同月23日に閣議決定が行われ水域問題は解決した。

こうして定められた最終決定は次表のとおりである。

(昭和 38 年 9 月)

施設水域名	禁 止 事 項 (許可取得を要す)	制 限 率
A施設水域	1. 立ち入り	10%
B施設水域	1. 漁ろうのための立ち入り 2. 潜水、サルベージのための立ち入り 3. 停留のための立ち入り 4. 合衆国軍管理船舶及び水上機から 100 メートル以内の立ち入り	20%
C施設水域	1. 潜水、サルベージのための立ち入り 2. 合衆国軍管理船舶及び水上機から 100 メートル以内の立ち入り	55%
D施設水域	1. 潜水、サルベージのための立ち入り 2. 投錨のための立ち入り 3. 昼間漁ろうのための立ち入り 4. 水域が水上機により使用されているときの立ち入り	(Cのうち10%)
自由水域		15%
計		100%

(5) 佐世保港への原子力潜水艦寄港

昭和36年6月に池田首相が訪米した際の小坂外相とラスク米国务長官との会談において、米側は米原子力潜水艦の日本寄港を議題として持ち出し、これに対して日本側は、国民感情を考慮して現段階では不相当と断った。

その後、昭和38年1月、日本政府は原則的に受け入れることができるとの見方を米側に伝え、同年2月、原潜寄港に当たっての問題点に関する日本政府からの照会に対し、米側は事故の際は間違なく責任を取る旨を伝えた。また、3月に米政府は寄港先として横須賀と佐世保を挙げ、佐世保を第一候補とする旨を伝えた。

原潜寄港問題は全国的な政治論争の対象となり、本市では大規模な反対集会の開催やデモ行進が行われるようになった。また、昭和39年9月の佐世保市議会は「原潜市議会」と言われ、長時間にわたり賛否百出の上、寄港反対決議案が22対18で否決された。

他方、海上保安部、科学技術庁、市の安全対策部による放射能調査も行われ、佐世保港内に放射能測定モニタリングポストが設置され、政府は、同年10月31日、米大使館に横須賀と佐世保で安全のための準備が全て終了したことを通告した。これで、原潜は24時間前の通告でいつでも日本に入港できる体制が整った。

同年11月11日、政府は、米大使館からの原潜寄港の事前通告を受け、「米原潜シードラゴンが12日午前8時佐世保に入港し、3日間滞在する」と発表した。「シードラゴン」は、基準排水量2,552トン、乗組員100名、全長81.7メートルの攻撃型原子力潜水艦（正式名称はSSN584）であり、同月12日午前8時50分立神岸壁沖約300メートルの第1ブイに係留中の第7艦隊補給部隊の旗艦「エイジャックス」の左側に横付けした。我が国への原潜寄港はこれが初めてである。

辻市長は「シードラゴン」に乗艦。艦内を視察し、核兵器の有無について艦長に尋ねたところ、「核兵器を積むことになれば、大改造しなければならぬ」との答えが返ってきたとのことであった。

寄港から3日目の14日午後2時、「シードラゴン」は出港した。

「シードラゴン」の寄港に際しては、9月12日にデモ隊約1,700人と機動隊1,000人が平瀬橋ロータリーで衝突し、翌13日もデモ活動が行われ、この2日間のデモ活動においては18人が逮捕された。

(6) 佐世保港への米原子力空母エンタープライズ入港とエンタープライズ事件

世界初の原子力空母「エンタープライズ」が米海軍第7艦隊に配備されたのは昭和40年11月であり、当時、佐世保へは既に5回米原潜が寄港していたが、原潜の次は原子力空母の寄港もあると予想されており、このことは本市民にとっても重大な関心事であった。

そのような中で、昭和41年1月、佐藤首相は、横須賀は東京に近く保革の対立を激化させるので原子力艦船の横須賀寄港は考えられないと述べ、原子力空母も佐世保にという見方が強まった。

このことに対して、辻市長は、2月に「米原子力空母についての要望書」を政府に提出するとともに「平和を願う市民運動を刺激しないよう」米軍へ申し入れて欲しい旨を要請し、佐藤首相は、要望書は

よく守ると約束した。

昭和42年9月7日、オズボーン駐日米国代理大使は、日本政府に「エンタープライズ」寄港を正式に申し入れ、これに対し政府は翌年1月頃の寄港を認める方針を固めた。

同年11月1日、原子力委員会は米原子力水上艦の日本寄港につき、安全性、補償問題についての検討を行い、住民への安全上問題なしと結論し、2日の閣議で了承された。

しかしながら、原潜の時と同様、軍事機密上米側からの一切の資料提供はなく、実質的な安全審査はなかった。そして、米側から核武装については日本政府の意向に反して行動しない旨の回答があり、政府は「エンタープライズ」の入港に備え、モニタリングポストを増設して、寄港地周辺の放射能調査を強化することとした。

「エンタープライズ」は、世界で最初、当時最大の原子力空母であり、核爆雷アスロック、対潜・対空の核兵器装備が可能であり、基準排水量は75,700トン、全長335メートル、幅40.5メートル、甲板最大幅76.8メートル、面積1,818平方メートルであった。

昭和43年1月18日、米政府は、エンタープライズが19日午前9時半佐世保に入港することを通告してきた。原子力ミサイルフリゲート「トラクストン」、通常型フリゲート「ハルゼー」（いずれも、後年、巡洋艦に艦種変更）を随伴し、庵崎沖に約5間停泊する。「エンタープライズ」の乗組員は5,250人であった。

木村官房長官は、核兵器を積んでいないことについて、米側と交わした口上書で確認している。作戦行動とは作戦命令を持って入港することであり、「エンタープライズ」は、今回は命令を受けていないゆえに作戦行動に加わっているとは解釈していない。核装備にしろ作戦命令にしろ直接日本側で確認できないが、強制執行力のない国際関係では、相互信頼の上に立つ以外ないと述べた。

翌19日午前9時過ぎ、「エンタープライズ」が佐世保港に入港し、予定時刻どおり恵比寿湾に投錨し、停泊した。寄港歓迎の漁船パレードがあり、恵比寿湾を見下ろす俵ヶ浦半島の県道にはマイカーがずらりと並び、高台の十郎原団地も見物人で賑わい、4,500人の米将兵が上陸し市街地へ向かった。

その後、23日午前9時、「エンタープライズ」は4日間の寄港日程を終え、出港した。

「エンタープライズ」の入港に際しては、激しい反対運動が巻き起こり、佐世保では学生ら反対派と警官隊とが繰り返し衝突し、多数の重軽傷者を出す惨事となった。警備本部の調べで、16日から23日にかけての反対運動延べ人数は、約47,000人、集会14回、デモ5回であった。

また、警備陣は延べ40,916人、逮捕者は学生65人、右翼5人、負傷者は警官344人（入院21人）、学生174人（同29人）、市民・鉄道公安官・報道陣37人（同5人）、計555人（同55人）であった。

このエンタープライズ事件は、佐世保市民にかつてない大きな社会的衝撃を与え、戦後佐世保史における最大の事件の一つと言える。

(7) ニクソン・ドクトリン

ベトナム戦争が泥沼化し、米国経済がひっ迫する中でジョンソン政権の後を継いだニクソン大統領

は、昭和44年7月26日のグアム島での記者会見、翌45年2月18日の外交教書において、アジア防衛に関する新政策（いわゆる「ニクソン・ドクトリン」）を発表した。

この中では同盟諸国の自助努力及び米国の地上軍負担の軽減が強調されており、ベトナムに投入されている米軍兵力を削減すること、海外基地、とくにアジア、極東地域の基地を縮小、撤去、集約すること、海外派兵を中止すること等を内容としている。

米国のこの政策転換によって、佐世保の米海軍基地の態様も次第に変わっていった。すなわち、第3補給戦隊の旗艦である工作船「エイジャックス」（16,200トン）は、昭和45年7月15日、長年母港とした佐世保を離れた。また、同戦隊所属の戦闘補給艦「ナイアガラフォールズ」（9,400トン）、次いで第1機雷戦隊旗艦「キャッスル」をはじめ掃海艇9隻も、米国本土とグアム島へ移駐が決まり、同年12月末までに佐世保を去った。これらの艦船の引揚げに伴って、乗組将兵1,635名及び家族735名も、それぞれの任地に向け佐世保を去った。

この「ニクソン・ドクトリン」は米艦船の佐世保港入港に対しても大きな影響を与え、昭和45年に253隻であった入港数は、翌46年は127隻、更に47年には93隻と激減した。

(8) 第7艦隊司令部移駐問題

米国は「ニクソン・ドクトリン」に基づく在日米軍基地の集約移転を大規模に実施することになり、昭和45年12月21日、日米安全保障協議委員会において、その大綱を発表した。

これによると、第7艦隊司令部（旗艦）の佐世保への母港替えをはじめ、横須賀の第7潜水戦隊の一部や艦船修理局などの機能が佐世保へ移駐することになっていた。

この発表は、米海軍将兵や家族数の激減によるドル特需の減少と先細りで不安を抱いていた佐世保の基地関係業者を喜ばせた。しかし、これも米海軍部内の都合により取り止められることになり、昭和46年3月30日、日米両政府からこの旨が発表された。この突然の中止決定は、外国人専用飲食店や外国人向け貸家、その他基地に依存する零細業者に深刻な打撃を与えた。そして先の「エイジャックス」の母港替えに続くこの第7艦隊司令部の移駐中止によって、関係業者の中には米軍依存の業種に見切りをつけて転廃業する者が続出した。

一方、基地の縮小は日本人従業員の大量解雇や新規採用の取消しなどとなって現われ、駐留軍離職者対策が深刻な社会問題になった。又、朝鮮戦争以来、基地の町として活況を呈した外国人バー街も、昔日の面影を失う淋しさとなった。

(9) 基地返還陳情と返還6項目の決議

戦後の本市経済は、米軍特需と石炭産業及び造船関連産業の三本柱に支えられて発展した。しかし、エネルギー革命による石炭産業の壊滅に加えて、米軍特需の急激な減退は、本市の経済基盤に大きな影響を与えた。失業者の増加と相まって、不況感が全市を覆った。

本市は、これまで平和産業港湾都市の建設を立市の基本として地場産業の育成や企業の誘致及び港湾の再開発に努力してきたが、産業基盤の整備は思うように進まなかった。この間にあって米軍特需は本

市の経済に大きく貢献してきたが、今や「ニクソン・ドクトリン」による基地の縮小によって、関係業者をはじめ本市の経済は大きな打撃を受けたのである。この厳しい状況の中で経済の浮揚を図るには、港湾の再開発を早急に進める他はなかった。

このため本市では企画部、港湾部が中心となり、佐世保港の長期総合計画を新たに策定し、その実現を期することになった。計画によると、まず佐世保港再開発の障害となっている米軍提供施設及び海上自衛隊施設の整理統合を積極的に図り、その跡地を整備して造船産業関連工場の団地を造成しようとするものであった。市はこの計画をまとめて次のような6項目の返還陳情書を昭和46年10月1日、総理大臣をはじめ関係省庁に提出し、その早期実現を要望した。

1. F A C 5 0 3 0 佐世保ドライドック地区の返還
2. F A C 5 0 8 6 立神港区第1号～第6号岸壁の返還
3. F A C 5 0 3 3 佐世保弾薬補給所の返還
4. F A C 5 0 3 4 崎辺地区（共同使用中の海上自衛隊敷地を含む）の返還
5. F A C 5 0 3 2 赤崎貯油所の返還
6. 制限水域全面、但し残存する米軍提供施設前面水域は、A制限として現状のままとする。

以上の6項目のほか、先に陳情していた赤崎貯油所に通じる米軍専用側線（通称ジョスコー線）を合わせ、7項目の返還を実現させることとした。しかし、基地返還に対する米軍の壁は厚く、決して容易なことではなかった。そこで、基地返還を市民ぐるみの運動として積極的に推進するため、昭和47年3月議会に基地返還活用対策特別委員会を発足させた。同委員会は、提供施設及び自衛隊施設の現況を調査し、基地返還の要望を関係省庁に陳情するなど、積極的な運動を繰り広げた。

また、同年6月市議会で「米軍提供施設の返還払下げ活用に関する決議」がなされ、同決議においては、「佐世保市長並びに長崎県知事が要請を続けている左の事項（上記の『基地返還陳情書』に掲げられた米軍提供施設6項目の返還を求めること）の実現をはかる。」とされており、市議会としても返還6項目の実現に取り組むこととなった。

(10) 崎辺地区返還

崎辺地区の返還運動の発端は、昭和48年5月28日、市長に対し当時の佐世保重工業株式会社社長ならびに佐世保造船所長が、崎辺地区に100万トンドックを造らなければ同社の新造船部門は他市に転出しなければならないと表明したことに始まった。

これを受け、佐世保市は米海軍ならびに海上自衛隊に対し、崎辺地区の必要性を打診するとともに、積極的な活動を展開、最終的に同年6月1日、5者（県知事、県議会議長、市長、市議会議長、市商工会議所会頭）連名による返還陳情書を米軍、自衛隊はじめ我が国政府関係各方面へ提出した。

○ 当時、佐世保重工業株式会社が大型造船設備を必要とした理由

- ① エネルギー資源利用の質的な転換により石油需要が増大し、石油のコストダウンを担ってタンカー船の大型化が常識化し、世界的なタンカー船大型競争時代が予想より早く到来した。
- ② 石油資源の輸送路が長距離化し、国際社会の要請として大型タンカーの建造費の逓減を望む海運界の需要に対応しなければ造船企業として存立し得なくなった。
- ③ 現有の施設による造船能力に相当する造船企業がヨーロッパ、アジアに相次いで登場し、国際競争が熾烈を極めることとなり、大型造船所の建設により省力と合理化の推進をしなければならなくなった。

○ 崎辺地区を適地とした理由

① 地 質

ドックその他の構築物の建設、大型クレーンの設置、重量物加工組立設備の建設に相当であり、能率的な両開扉ドックができる。

② 面 積

新鋭大型造船所の諸設備を最も効果的にレイアウトできる十分な敷地があり、同地が平坦であり、海側に向かって埋立拡張が可能である。

③ 交通事情

海上、陸上ともに現造船所と至近距離にあり、連絡も十分でき有利である。

④ 労働事情

施設の合理化と近代化により、現造船所の人員を配置することができ、また米軍など雇用解除などによる潜在労働力が豊かである。

v 関連企業

従来から関連企業が多く、十分な協力が得られる。

一方、市・市議会ならびに商工会議所は、市民運動の展開のため、市民各界各層の団体に参加を呼びかけ、同年6月19日、「崎辺地区即時返還要求市民会議」が結成された。続いて同月23日には島瀬公園で「崎辺地区即時返還要求市民大会」が開催され、市内の目抜き通りをデモ行進した。

このような官民一体となった返還運動が功を奏し、7月17日、正式に日米合同委員会（施設特別委員会）に提案された本件は、僅か2ヶ月後の9月18日、米海軍が基本的な合意に達した旨の連絡を現地司令官より受け、昭和49年2月7日、日米合同委員会で正式に合意が成立した。しかし、返還には次の4つの条件が付され、その内の条件「①FAC5034崎辺地区が100万トンタンカーの造船所の建設に使用されなければ、同地区を地位協定2条1項aに基づき合衆国政府に再使用させる。」が以後の大きな問題となった。

- ① F A C 5 0 3 4 崎辺地区が100万トンタンカーの造船所の建設に使用されなければ、同地区を地位協定2条1項aに基づき合衆国政府に再使用させる。
- ② 崎辺ゴルフコース地区は、1973年9月22日佐世保重工業社長と佐世保海軍基地司令官の間に合意をみた現地協定の定める適当なゴルフコースが完成し、在日米人の優先使用が実施される迄日本政府に返還しない。
- ③ 日本側は、合衆国政府に前畑F A C 5 0 3 3 佐世保弾薬補給所を経て崎辺地区に至る出入路の提供を要求しない。
- ④ 崎辺の新工事及び埋立により排除されることになる係留ブイを移設する。

(11) 第3補給戦隊の司令部移駐

第3補給戦隊（司令官は第73機動部隊ならびに第7艦隊移動支援隊司令官が兼務）は朝鮮動乱以降幾多の変遷を経ながらも、継続して佐世保を母港とし、以下の任務をもって第7艦隊艦艇の支援活動に当たった。

第3補給戦隊は、第7艦隊の各艦艇に多岐にわたる重要な支援活動を行う。所属艦艇の種類も多様で、油送艦、高速戦闘支援艦、弾薬輸送艦、冷凍物輸送艦、戦闘要品補給艦などがあり、これらは第7艦隊の艦艇に対し、燃料、弾薬、食品、他全般的な洋上補給活動を行う。又、工作艦は、艦艇乗組員の力では不可能な艦の修理、維持活動を行う。タグボート、サルベージ船は、曳船作業、サルベージ、救助活動を行う。又、移動技術サービス部隊は高度技術兵器ならびに電子工学機器、機材に関してのサービス活動を行う。

以上、諸々の兵站支援活動は、対象艦に横づけ、あるいはヘリコプターによる垂直支援という形で行われた。

第3補給戦隊所属艦艇は、工作艦「エイジャックス」（16,200トン）、「ヘクター」（16,200トン）、「ジェyson」（16,200トン）、補給艦「マーズ」（16,500トン）、「ホワイトプレインズ」（16,500トン）などであり、工作艦3隻が大体3ヶ月の周期で交替し旗艦を務めた。しかし、昭和45年2月に発表された「ニクソン・ドクトリン」はこの第3補給戦隊の態様にも大きな影響を与え、先ず昭和45年7月15日「エイジャックス」が佐世保から移駐、更に昭和50年9月3日、「ホワイトプレインズ」の移駐に続き、遂に昭和51年3月1日第3補給戦隊の司令部がフィリピンのスービックへ移駐し、同戦隊の長年にわたる佐世保での歴史に幕が閉じられた。

(12) 基地大規模返還と米海軍佐世保基地の縮小

昭和50年5月23日、太平洋艦隊司令長官ウイズナー大將は、佐世保市長宛の電報で昭和51年7月以降、基地の機能を縮小し、弾薬、燃料の補給部隊を残し、現在の基地の一般管理機能は残存支援程度のものであることを明らかにした。これを裏付けるかのように、昭和49年暮から駐留軍日本人従業員の解雇がさみだれ状態続き、従業員数は1,398名から激減した。米側は、将来基地の将兵は157名、日本人従業員は714名になると報道した。昭和50年10月21日、在日米軍は佐

世保基地の返還計画を本市に対し次のように通知した。

1. 早急に返還される区域（面積 約 81,500 m²）
2. 逐次返還される区域（面積 約 116,500 m²）
3. 日米間で調整がつき次第返還される区域（面積 約 43,300 m²）

市民が返還を期待していたニミッツパーク及び駐留軍離職者用事業敷地として予定しているスクラップエリア（東倉庫地区）は、引き続き日米間で協議することになった。

昭和51年2月2日、さきに米側が発表した返還計画に従って早急に返還される区域 約 81,500 m² が正式に返還され、本格的な返還事務がスタートした。昭和51年2月、佐世保市が要望していたニミッツパークの佐世保川沿いの土地（公園用地）及び東倉庫地区空地（離職者対策用地）の追加返還を条件付きで米側が応じる意志のあることを表明した。同年5月20日、立神地区の第2ドックは米側と海上自衛隊が共同使用し、第1ドックが返還された。同年7月1日、米海軍佐世保基地はその名称が佐世保弾薬廠と変わり、前畑、針尾はそれぞれ現場事務所的性格を有するようになった。

米軍施設大規模返還内訳は次表のとおり。

米軍施設大規模返還内訳 (S51～S57)

	返還年月日	施設名	区分	数量 (㎡)	
即時返還	S.51. 2. 2	立神倉庫	土地	81,509.34	
		海自総監部			
		海自補給部			
		西倉庫			
逐次返還	S.51.12.27	ドラゴンベール	土地	10,414.12	
		立神145号倉庫及び西倉庫用地		6,576.92 15,405.23	
		B O Q		651.57	
	S.52. 2.17	ニミッツパーク住宅地区	土地	21,972.01	
		ショーボート		2,115.75	
	S.52. 2.15	司令官官舎地区及び旧兵舎プール等娯楽施設	土地	34,281.31	
	S.52. 3. 1	C O P クラブ及び倉庫	土地	13,912.87	
	S.52. 3.15	E M クラブ	土地	12,779.24	
	追加要求	S.53. 3. 6	東倉庫地区空地	土地	11,834.67
S.53. 7. 7		ニミッツパーク川沿地区	土地	31,069.93	
調整後返還	S.54. 2.20	C P ビル	土地	22,400.00	
		物品販売所		12,322.15	
	S.55. 5.28	ドラゴンベール進入路	土地	3,620.45	
	S.57. 2. 1	タウンクラブ	土地	8,215.29	

(13) 米海軍佐世保基地へ復活

昭和51年7月1日、佐世保の米海軍基地の名称が米海軍佐世保弾薬廠へと変更されたこの年、一年間の米艦艇の入港は72隻となり、更に翌年の昭和52年には戦後最低の年間入港隻数35隻と激減した。従って大方は、佐世保の米軍基地はこのままじり貧に追い込まれるのではないかと予想した。

しかし、その後米軍内部で西太平洋海域の重要性、更にこの中における佐世保の軍事的位置付けが再確認されるに及び艦艇の入港は昭和53年、年間116隻と飛躍的に増加した。佐世保におけるこれら入港艦艇に対する兵站支援活動は名称変更以前にも増して質量共に多忙を極めた。

現地司令官以下将兵の効果的な兵站支援活動は入港艦の艦長の報告に基づき、太平洋艦隊司令部でも高い評価を得、加えて昭和54年5月8日通常型潜水艦「ダーター」(1,720トン)が佐世保を母港とするに及び、基地の名称は昭和55年7月1日、丸4年ぶりに佐世保基地に復することとなった。

(14) 貨物揚陸艦「セント・ルイス」の母港化

昭和58年7月1日、米海軍佐世保基地は公式に以下のとおり発表した。

「米海軍は、本日、米第7艦隊へ3隻の艦船を追加配属することを発表しました。このうち2隻は今年の後半に配属され、3隻目は1985年に配属されます。

(中 略)

貨物揚陸艦、セント・ルイス(LKA-116)並びにドック型輸送揚陸艦デュビューク(LPD-8)が、既に佐世保を母港としている潜水艦ダーターに合流します。ダーターの乗組員の家族は、既に米海軍海外家族居住計画の下に、佐世保に居住しております。セント・ルイスは1983年の10月に佐世保に配属され、デュビュークは1985年に配属されます。」

この母港化発表により、米海軍佐世保基地が当面した大きな課題は、佐世保市内における将兵家族用の住宅確保であった。すでに母港化を終えている「ダーター」に加え、「セント・ルイス」、「デュビューク」の佐世保常駐に伴い、乗組員をはじめとする基地要員(学校、医療、サービス機関に勤務する将兵含む)、軍属、家族らの大幅増が見込まれ、これら総てが居住するためには、住宅はとりあえず230戸、最終的には540戸が必要といわれた。確かに市内には、この数以上の空家はあったものの、日米の生活様式、住宅構造の違いなどから、住宅の確保は米側にとり大変大きな問題となった。このような中、昭和58年10月17日「セント・ルイス」は佐世保を母港とした。

(15) 崎辺地区東側の米軍への再提供

貨物揚陸艦「セント・ルイス」の佐世保母港化、さらにはドック型輸送揚陸艦「デュビューク」の母港化を間近に控え、本市における米海軍将兵、家族用の住宅の確保は緊急のものとなった。

昭和58年10月、本市を訪問した太平洋艦隊司令長官フォーリィ大將は、昭和49年2月に日本側に条件付で返還になっている崎辺地区を米軍家族住宅建設のため、早急に一括再接収したいとの意向を佐世保市長に対し非公式に表明した。

これに対し市長は、崎辺地区には残念ながら昭和48年のオイルショックの影響を受け、SSKによる100万トンドックの建設が不可能になった経緯はあるが、同地区は佐世保港湾の重要な位置を占めており、本市の将来の経済を左右する重要な産業基盤として市民の熱い期待が今なお強く寄せら

れていることを力説し、フォーリィ大将の理解と協力を求めた。

最終的に米海軍は、市長の懇請に理解を示し、崎辺地区の再接収要求もその東側半分に止まることとなり、以下の経緯をたどって 129,397 m²が米軍に再提供された。

昭和 59 年 12 月 20 日 米側が施設特別委員会に対し、崎辺地区の東側半分の提供を要求。

昭和 60 年 6 月 21 日 崎辺地区東側半分の米軍への提供を「旧軍港市国有財産処理審議会」が承認。

昭和 60 年 7 月 5 日 崎辺地区東側半分の米軍提供を日米合同委員会で合意。

昭和 60 年 7 月 12 日 崎辺地区東側半分の米軍提供を閣議決定、政府間協定締結。

昭和 61 年 8 月 18 日 米軍へ引き渡し。

※崎辺地区西側 (134,036.57 m²) については、第 2 2 回旧軍港市国有財産処理審議会において、SSK に対し造船所敷地として売り払いすることが承認され、平成 11 年 3 月 29 日契約締結された。

(16) 針尾米軍家族住宅の建設

崎辺地区の再提供に対し、譲歩を示した米軍ではあったが、将兵家族の住宅確保の緊急性は依然として変わらず、日本政府に対し、佐世保における住宅地の確保を要請した。これを受けて防衛施設庁は、佐世保市長に針尾工業団地の一部約 215,000 m²を地位協定に基づき在日米軍に提供することについて打診を行った。昭和 60 年 7 月、政府による閣議決定が行われ、正式に住宅関連支援施設として米軍へ新規提供された。

平成 4 年 9 月には厚生施設用地として約 23,000 m²が追加提供され、平成 5 年度末までに米軍家族住宅 488 戸が建設された。また、平成 7 年度末までに医科歯科診療所、託児所、ファミリーサポートセンター、カミサリストア（販売所）等も建設された。

その後も住宅の不足から平成 10 年 12 月に約 26,000 m²が、さらに平成 15 年 2 月には、約 29,000 m²の追加提供が閣議決定され、平成 17 年度から新たな住宅の整備が始まった。

平成 18 年 2 月に、土地約 23,000 m²が追加提供（閣議決定）され、平成 19 年 7 月には、住宅 44 戸が追加提供された。

平成 21 年 2 月に、土地約 36,000 m²（市有地約 5,000 m²、民有地約 31,000 m²）が追加提供された。

〔整備経過〕

- | | | | | | |
|-------------------------|-------|---|-----------------------------|------|-------------------|
| ○最終総戸数 | 532 戸 | 〔 | 高層住宅（9 階建） | 4 棟 | 272 戸 |
| | | | 中層住宅（6 階建） | 1 棟 | 44 戸 |
| | | | 低層住宅（2 階建） | 35 棟 | 216 戸 |
| ○昭和 62 年度 | 202 戸 | | （高層 1 棟 68 戸、低層 22 棟 134 戸） | | |
| ○昭和 63 年 7 月 4 日 | | | オープニングセレモニー開催 | | |
| ○昭和 63 年度 | 56 戸 | | （低層 8 棟 56 戸） | | |
| ○平成 4 年度 | 136 戸 | | （高層 2 棟 136 戸） | | |
| ○平成 5 年度 | 68 戸 | | （高層 1 棟 68 戸） | 、 | 26 戸（低層 5 棟 26 戸） |
| ○平成 19 年度（H19.7.2 提供合意） | 44 戸 | | （中層 1 棟 44 戸） | | |

(17) 赤崎医療用倉庫建設問題

平成元年度から防衛施設庁の思いやり予算でF A C 5 0 3 2 赤崎貯油所施設内九十九島側の空地に建設が進められていた、医療用器材を保管するための倉庫（鉄筋コンクリート造り平屋、建設面積約8,600㎡）が基礎工事の段階で近隣住民の目にとまった。

地区住民は、この建設に強い関心を示し住宅地であるこの地区に、化学兵器を入れる倉庫を建設するのではないかと等の危惧を抱き「ジョスコー基地倉庫建設反対八ヶ町」を組織し、反対運動を展開した。

平成2年6月、市長は住民の不安解消のため福岡防衛施設局長に対し、建設の一時中止や完成時の検証等を要請した。

福岡防衛施設局長は、米軍との調整後、佐世保市に対し「国内法の諸手続きを了して実施しており一時中止することは出来ない。なお、住民の方々が不安を抱かれるような使用計画はないが、建物竣工後はセレモニーに市長等を招き地元住民の不安を解消するため努力する。」と回答した。

最終的には、市は福岡防衛施設局の回答を受け入れると同時に、地元は市と覚書（医療器材の搬入時に、市による器材の確認等）を結んだことで建設に同意し、平成4年1月完成した。

その後、覚書に基づき、器材の搬入がされた平成4年8月に米海軍佐世保基地司令官が市当局、議会、地元町内、漁協の代表を医療用倉庫に招き、収納物を見せることにより不安を払拭させた。

(18) 通信ケーブル敷設問題

昭和63年10月の日米合同委員会施設特別委員会において、米側は地位協定に基づき通信ケーブルの敷設及びそれに係る維持修理を日本側に提案した。

これに基づき、福岡防衛施設局は平成2年8月に佐世保市に対し「通信ケーブルの敷設計画について（照会）」を行った。

その内容は、在日米軍が本土と沖縄の通信施設を接続する目的で、米海軍佐世保基地から陸上部分を通り相浦の陸上自衛隊を経て海に出、沖縄の米軍慶佐次通信所までの約830kmを敷設するため、福岡防衛施設局が米軍に代わり道路管理者及び港湾管理者である佐世保市長に対し、道路及び港湾区域の占用許可を求めるというものであった。

この照会に対し、議会の中で「軍事色の強い米軍専用の通信ケーブル敷設への疑念」また「本当に施設の提供ではないのか」や「新たな基地の提供につながる」等の多くの議論が出されたため、これら不安を払拭させる意味から31項目の要望事項を付した照会を佐世保市は逆に福岡防衛施設局に提出した。

しかしながら、この敷設工事は米軍が米軍予算で業者に直接発注し工事を行うため、福岡防衛施設局は工事の詳細を承知していなかったことから、関係漁協の不信感を生むなど米軍と地元の調整に難航した。

最終的には、福岡防衛施設局は米軍と調整後、佐世保市の31項目の照会に対して平成3年12月

に回答し、道路・港湾の占用協議を行い、道路及び海底への敷設工事を平成4年6月に完了した。

(19) 弾薬コンテナ係留問題

平成2年4月、佐世保湾中央部の61番ブイに係留した弾薬運搬船「オーストラルレインボー」が突然多数(約30個)の弾薬コンテナをブイの周りの海上に降ろして浮かべ、以後3ヵ月間にわたり佐世保弾薬補給所及び針尾島弾薬集積所との間で弾薬荷役作業を行った。

このことは、米軍提供水域の運用のあり方について関係方面に波紋を広げ、海上における事前集積や弾薬の海上備蓄等の論議まで発展し、関係漁民は安心して漁船の航行が出来ないとして、市に申し入れを行った。

市長はこれを受け、外務省に出向き「安全航行の観点から事前通告と安全面の配慮及び他の水域への移設」を申し入れた。

外務省は市長に対し、「既に米側に対し地元住民の懸念等を伝えると同時に、十分な配慮を申し入れられているが、政府としては、要請を踏まえ、施設・区域内における米軍の諸活動が今後とも公共の安全に妥当な考慮が払われつつ行われるよう然るべく対処して参りたい。」と約束した。

さらに、佐世保市は同年7月、第12回となる佐世保港運営委員会(設置目的:米側として佐世保海軍施設水域が安定的に使用され、一方、日本側においても漁船や一般船舶の航行安全が保たれ、佐世保港の有効利用が図られるよう日米間において協議すること)の開催を2年ぶりに求め、「弾薬荷役作業に際しての事前通知及び弾薬荷役作業における安全確保のための処置」を提案し、米側の理解を求めた。

(20) 米海軍配備艦船の推移

昭和54年から佐世保に配備が始まり、順次新旧交代配備が行われ、現段階での米海軍配備艦船数は8隻である。

平成4年9月30日「米第7艦隊の水陸共同即戦戦闘群の規模と能力に関する作戦上の考慮(現地米海軍発表)」の理由で配備になった強襲揚陸艦「ベロー・ウッド」(39,967t)の配備は、岸壁使用に関して民間との競合や、米軍人(軍人、軍属、家族)が配備前より約1,000人増え約4,200人近くになったことで住宅等の施設不足をもたらした。

平成4年11月3日、それまでの貨物揚陸艦「セント・ルイス」に替わり、ドック型揚陸艦「ジャーマンタウン」(16,195t)が、また、平成7年9月30日、戦車揚陸艦「サン・バーナーディノ」に替わり、「ジャーマンタウン」と同型艦の「フォート・マクヘンリー」が交替配備となった。これで揚陸艦は合わせて4隻となった。

平成8年2月1日、救難艦「ビューフォート」、「ブランズウィック」に替わり、掃海艦「ガーディアン」、「パトリオット」(ともに1,401t)が交替配備となり、平成11年6月16日には救難艦「セイフガード」(2,880t)が追加配備され、佐世保配備の艦船が7隻となった。

平成14年9月1日、「ジャーマンタウン」に替わり、同型艦「ハーパーズ・フェリー」(17,009t)

が、平成18年4月12日、「フォート・マクヘンリー」に替わり、同型艦「トーテュガ」(16,195 t)が交替配備された。

平成19年9月26日、救難艦「セイフガード」退役により、佐世保配備艦船は6隻となり、平成20年7月10日には、ドック型輸送揚陸艦「ジュノー」に替わり、同型艦「デンバー」(16,500 t)が交替配備となった。

平成21年12月16日には、掃海艦「アヴェンジャー」、「ディフェンダー」(1,401 t)が追加配備され、佐世保配備艦船は8隻となった。

平成23年4月21日、ドック型揚陸艦「ハーパーズ・フェリー」に替わり、同型艦「ジャーマンタウン」(16,195 t)が交替配備となり、平成24年4月23日には、強襲揚陸艦「エセックス」に替わり、同型艦「ボノム・リシャル」(41,302 t)が交替配備となった。

平成25年1月17日、掃海艦「ガーディアン」がフィリピン沖で座礁し、解体処理の上、同年2月15日に退役・除籍され、同年5月2日に、同型艦「ウォリアー」(1,401 t)が交替配備となった。

平成25年8月23日、ドック型揚陸艦「トーテュガ」に替わり、同型艦「アシュランド」(16,195 t)が交替配備となった。

平成26年7月11日、掃海艦「アヴェンジャー」、「ディフェンダー」に替わり、同型艦「パイオニア」、「チーフ」(1,401 t)が交替配備となった。

平成27年2月14日、ドック型輸送揚陸艦「デンバー (オースチン級)」に替わり、ドック型輸送揚陸艦「グリーン・ベイ (サン・アントニオ級)」(25,300 t)が交替配備となった。

平成30年1月14日、強襲揚陸艦「ボノム・リシャル (ワスプ級)」に替わり、同型艦「ワスプ (ワスプ級)」(41,302 t)が交替配備となった。

令和元年12月1日、ドック型輸送揚陸艦「ニューオリンズ (サン・アントニオ級)」(25,300 t)が追加配備となった。

令和元年12月6日、強襲揚陸艦「ワスプ (ワスプ級)」に替わり、強襲揚陸艦「アメリカ (アメリカ級)」(44,447 t)が交替配備となった。

令和3年11月17日、ドック型揚陸艦「ジャーマンタウン (ホイドビー・アイランド級)」に替わり、同型艦「ラシュモア」(16,195 t)が交替配備となった。

令和5年3月22日、ドック型揚陸艦「アシュランド (ホイドビー・アイランド級)」が前方展開を解かれ、サンディエゴ海軍基地へ向け、出港した。

※ 配備艦船の推移については、別表のとおり。

なお、平成12年7月の強襲揚陸艦「ベロー・ウッド」と「エセックス」の交替配備に関しては「(35) 立神第4号・5号岸壁の明け渡し要求」を参照。

(出典)「世界の艦船 1月号増刊 アメリカ海軍2023」(海人社)

別表 現在の配備艦船一覧(配備年月日順)

(令和5年4月1日現在)

No.	艦番号・艦名	艦種・クラス	満載排水量 (t)	配備年月日	全長 (m)	乗員 (名)	備考
1	MCM-7 パトリオット	掃海艦 「アヴェンジャー」級	1,401	H 8. 2. 1	68	84	
2	MCM-10 ウォリアー	掃海艦 「アヴェンジャー」級	1,401	H25. 5. 2	68	84	
3	MCM-9 パイオニア	掃海艦 「アヴェンジャー」級	1,401	H26. 7. 11	68	84	
4	MCM-14 チーフ	掃海艦 「アヴェンジャー」級	1,401	H26. 7. 11	68	84	
5	LPD-20 グリーン・ベイ	ドック型輸送揚陸艦 「サン・アントニオ」級	25,300	H27. 2. 14	208	374	揚陸部隊 699 名
6	LPD-18 ニューオリンズ	ドック型輸送揚陸艦 「サン・アントニオ」級	25,300	R 1. 12. 1	208	374	揚陸部隊 699 名
7	LHA-6 アメリカ	強襲揚陸艦 「アメリカ」級	44,447	R 1. 12. 6	257	1,102	揚陸部隊 1,687 名
8	LSD-47 ラッシュモア	ドック型揚陸艦 「ホイッドビー・アイランド」級	16,195	R3. 11. 17	186	413	揚陸部隊 402 名

(出典)「世界の艦船 1月号増刊 アメリカ海軍 2023」(海人社)

※これまでの配備艦船一覧(脱配備年月日順)

No.	艦番号・艦名	艦種・クラス	満載排水量 (t)	配備年月日	脱配備年月日	備考
1	SS-576 ダーター	通常型潜水艦	1,720	S54. 5. 8	H 1. 8. 18	
2	SS-580 バーベル	通常型潜水艦	2,145	S60. 10. 10	H 1. 9. 11	
3	LKA-116 セント・ルイス	貨物揚陸艦 「チャールストン」級	20,700	S58. 10. 17	H 4. 11. 2	ジャーマンタウンに交替
4	LST-1189 サン・バーナーディノ	戦車揚陸艦 「ニューポート」級	8,450	S61. 4. 29	H 7. 5. 27	フォート・マクヘンリーに交替
5	ATS-2 ビューフォート	救難艦 「イーデントン」級	2,929	S62. 12. 18	H 8. 1. 10	ガーディアン、パトリオットに交替
6	ATS-3 ブランズウィック	救難艦 「イーデントン」級	2,929	S63. 7. 29	H 8. 1. 28	
7	LPD-8 デュビューク	ドック型輸送揚陸艦 「オースチン」級	16,500	S60. 9. 4	H11. 7. 30	ジュノーに交替
8	LHA-3 ベロー・ウッド	強襲揚陸艦 「タラワ」級	39,967	H 4. 9. 30	H12. 7. 26	エセックスに交替
9	LSD-42 ジャーマンタウン	ドック型揚陸艦 「ホイドビー・アイランド」級	16,195	H 4. 11. 3	H14. 9. 1	ハーパーズ・フェリーに交替 (1回目配備)
10	LSD-43 フォート・マクヘンリー	ドック型揚陸艦 「ホイドビー・アイランド」級	16,195	H 7. 9. 30	H18. 4. 12	トーテュガに交替
11	ARS-50 セイフガード	救難艦 「セイフガード」級	2,880	H11. 6. 16	H19. 9. 26	退役
12	LPD-10 ジュノー	ドック型揚陸輸送艦 「オースチン」級	16,500	H11. 7. 30	H20. 7. 10	デンバーに交替
13	LSD-49 ハーパーズ・フェリー	ドック型揚陸艦 「ホイドビー・アイランド」級	16,195	H14. 9. 1	H23. 4. 21	ジャーマンタウンに交替
14	LHD-2 エセックス	強襲揚陸艦 「ワスプ」級	41,302	H12. 7. 26	H24. 4. 23	ボノム・リシャールに交替
15	MCM-5 ガーディアン	掃海艦 「アヴェンジャー」級	1,401	H 8. 2. 1	H25. 2. 15	退役、ウォリアーに交替
16	LSD-46 トーテュガ	ドック型揚陸艦 「ホイドビー・アイランド」級	16,195	H18. 4. 12	H25. 8. 23	アシュランドに交替

17	MCM-1 アヴェンジャー	掃海艦 「アヴェンジャー」級	1,401	H21. 12. 16	H26. 7. 11	パイオニア、チーフに交替
18	MCM-2 ディフェンダー	掃海艦 「アヴェンジャー」級	1,401	H21. 12. 16	H25. 7. 11	
19	LPD-9 デンバー	ドック型輸送揚陸艦 「オースチン」級	16,500	H20. 7. 10	H27. 2. 14	グリーン・ベイに交替
20	LHD-6 ボノム・リシャール	強襲揚陸艦 「ワスプ」級	41,302	H24. 4. 23	H30. 1. 14	ワスプに交替
21	LHD-1 ワスプ	強襲揚陸艦 「ワスプ」級	41,302	H30. 1. 14	R 1. 9. 4	アメリカに交替
22	LSD-42 ジャーマンタウン	ドック型揚陸艦 「ホイットビー・アイランド」級	16,195	H23. 4. 21	R 3. 9. 14	ラッシュモアに交替（2回目の配備・離脱）
23	LSD-48 アシュランド	ドック型揚陸艦 「ホイットビー・アイランド」級	16,195	H25. 8. 23	R 5. 3. 22	

(出典)「世界の艦船 1月号増刊 アメリカ海軍 2023」(海人社)

(21) 針尾島弾薬集積所における弾薬処理について

針尾島弾薬集積所には米海軍の弾薬処理場があり年に数回、弾薬処理班が弾薬のテスト等の処理を行っているが、過去数回にわたり火災や処理音で近隣住民に迷惑をかけ、その度毎に申し入れ等を行い、善処を要望してきている。しかしながら、処理方法等はほとんど改善されないままとなっていた。

そうした中、平成4年7月21日の弾薬処理時は、朝から2発ずつ16回、32発の処理を行い、近隣住宅の窓ガラスの枠が外れたり棚から物が落ちたりするなどの被害が多発し、近隣住民から多くの苦情が寄せられた。

福岡防衛施設局は、この事態を重視し再発防止を含め、原因究明と今後の弾薬処理の指針の参考にするため米海軍と佐世保市等の協力を得て、平成5年9月7日に5ポンドから25ポンドを実際に処理し、近隣への影響度について初めて調査を行った。

さらに、この実態調査の結果をもとに、平成5年12月13日、市は福岡防衛施設局を交え、米海軍佐世保基地との協議を行い、その後も住民の不安を軽減する方策をとるよう、米軍及び福岡防衛施設局との協議を継続した。

米軍針尾島弾薬集積所における弾薬処理(テストを含む)の状況

年 度	弾薬処理 (回数)	弾薬処理テスト (回数)	処理日数(実績)	備 考
H元年度	5	1	6	
2	4	5	9	
3	1	6	7	
4	5	9	14	
5	6	2	8	
6	7	1	8	
7	10	2	12	
8	7	0	7	
9	0	0	0	
10	3	2	5	
11	4	0	4	
12	0	0	0	
13	2	0	2	
14	6	0	6	
15	2	1	3	
16	0	4	4	
17	0	0	0	
18	0	0	0	
19	0	0	0	

年 度	弾薬処理 (回数)	弾薬処理テスト (回数)	処理日数(実績)	備 考
H 2 0	0	0	0	
2 1	3 2	0	1 2	
2 2	5	0	2	
2 3	2 ^注	0	1 ^注	
2 4	6	0	3	
2 5	1 5	0	4	
2 6	7	4	2	
2 7	5	0	1	
2 8	0	0	0	
2 9	3	0	1	
3 0	4	3	2	
R 元年度	0	0	0	
2	2	0	1	
3	0	0	0	
4	2	0	1	

※ 平成 21 年度以降、「弾薬処理」及び「弾薬処理テスト」は回数を記載（それまでは日数を記載）。

注：消防相互援助協定第 8 条に基づく連絡はあったが、結果確認できず。

(22) 立神6岸背後地再提供問題

この地区は、昭和 2 0 年 9 月連合国軍が接收し、昭和 3 0 年 1 0 月米海軍に移管され、その後行政協定に基づき長い間、米海軍に提供されてきたが、昭和 5 0 年 5 月の太平洋艦隊司令長官ウイズナー大将の佐世保基地機能縮小発表に基づき、昭和 5 1 年 2 月、昭和 5 1 年 1 2 月の 2 度に分けて日本側に返還になった場所である。返還後も、西九州倉庫㈱と佐世保重工業㈱が引き続き、主として倉庫地区として利用していた。

しかし、配備艦船の増加に伴う倉庫等の不足から、昭和 6 2 年 9 月米側から日米合同委員会施設特別委員会に提供要求の提案があり、福岡防衛施設局が地元との調整を行い、最終的に平成 5 年 9 月 1 6 日、日米合同委員会で合意され、その後米側に再提供された。

市議会では、冷戦終結の今なぜ再提供か、また、昭和 4 6 年 1 0 月から基地の返還運動を行ってきた経緯と逆行するので市としては反対すべきではないか、との意見も出されたが基本的には当事者間の問題であり、国策に協力する立場の市としては止むを得ないとの立場をとった。

これにより、佐世保市域内で一旦日本側に返還されたものが、再提供になったケースは崎辺地区東側に次いで 2 度目となった。

(23) ジュリエット・ベースン（平瀬係船池）北西部の埋立地提供について

○埋立地の概要

埋立面積……………25,925.97 m²

埋立期間……………昭和63年3月25日～平成2年6月30日（約2年3ヶ月）

施工者……………福岡防衛施設局

利用目的……………海上自衛隊の艦艇物資集積場、補給物品屋外保管場、訓練場等

この埋立地は、海上自衛隊の補給物資置場として水面埋立てのため、昭和62年11月16日にジュリエット・ベースン奥部の制限水域約26,500 m²が返還され、平成2年7月に埋立完了していたものである。

しかしながら、立神地区の2-4-a 共同使用の倉庫等についても、従来から米側から明渡し要求が出されており、その後、当該埋立地についても米側の所要が高まったとして、提供の要求があったものである。米側の説明によれば、佐世保地区におけるレクリエーション施設の需要が高まり、米軍人の厚生施設の一環として、運動施設（野球場、テニスコート等）及び駐車場を整備するとのことであった。

福岡防衛施設局としては、国有地の提供ではあるが、これまでの埋立ての経緯もあり、地元の理解と協力を得て進めたいとして、平成7年2月13日、本件提供について市に協力要請を行った。

市議会（基地対策特別委員会）としても基地の返還・集約化に逆行することになるとの意見が出されたが、基本的には国と国との問題であり、国策に協力するという立場から止むなしとの判断をした。

これを受けて市は、平成7年3月2日に福岡防衛施設局長あて「土地の提供について」了承の旨を回答し、同月23日の日米合同委員会において合意され、米側に提供されることとなった。

(24) 前畑弾薬庫を取り巻く状況

米海軍前畑弾薬庫は、正式には「佐世保弾薬補給所」といい、土地面積は約58万m²で、現在、弾薬庫の数は、トンネル式が12棟、建造物式（小屋組木造）が22棟の合計34棟である。

前畑地区は、東、南、北の三方が山に囲まれ、前面が海で荷揚げ用の船舶の離接岸が容易であるという地形上の有利さが着目され、明治22年に2棟の火薬庫がこの地の谷間に建てられた。明治から大正にかけて建造物弾薬庫が建てられ、昭和の初めには弾薬庫としての機能が整備された。

戦前は、旧日本海軍が使用していたが、第2次大戦後の昭和20年9月に連合軍が接收し、講和条約の発効とともに引き続き米軍提供施設となり、現在に至っている。

この前畑弾薬庫の背後地は、市中心部の東南にあたる丘陵地帯であり、昭和40年代以降、大規模な土地造成が行われ、特に同弾薬庫に隣接している一帯は一大新興住宅地域となっている。

これに合わせて、学校、保育所、道路等の公共施設の整備が進んでおり、現在では弾薬庫の配置が周辺の環境にそぐわなくなっていると同時に、住宅地の一部は、弾薬庫から至近距離で約70mしかなく、危険な状況も懸念されている。

さらに、同弾薬庫は、佐世保港の臨港地帯の中心部に位置し、隣接する湾奥部には本市施設の前畑外貿埠頭、三浦内貿埠頭、海自佐世保基地業務隊（倉島）等があるため、当施設の前面の水域は船舶の往来が多く、その間を縫っての弾薬運搬は海上交通上の危険性もはらんでいる。

(25) 前畑弾薬庫の移転・返還について

前畑弾薬庫については、昭和46年10月以来、県の協力を得ながら返還6項目の一つとして、国に対し返還の陳情を続けてきたが運動は硬直化していた。

しかし、弾薬庫近くまで住宅地が近接してきたことに加え、「米海軍が長期レンジで移転について検討している」という情報を市が平成4年までに入手したことから、市としては、再び運動を展開する環境が整ったとして、平成5年2月、市議会とともに国に対し、「弾薬庫に住宅地が近接してきたという状況から、国としても国民の安全を守るという立場にあるということ」と「米海軍も移転について検討している事実」を踏まえ、まず、国対国の関係において、日本政府に米側と同様に、まず移転について検討する認識に立ってもらおうよう、移転陳情を行った。

以後、定例市議会等でも、前畑弾薬庫については、返還6項目の一つでもあり、最終的には返還を求めるものの、市民の生命及び財産を守るという観点から移転・返還について早急に実現をしなければならぬという認識のうえで国に対し強く求めることを明らかにし、陳情を行ってきた。

市民からの要望としては、平成7年11月29日に、同弾薬庫に隣接する地元8ヶ町の公民館長らが市長及び市議会議長に対し「前畑弾薬庫の移転促進」を陳情した。さらに、平成8年2月14日には佐世保市町内公民館自治会町内会連絡協議会（市公連）の代表者が市長に「返還促進」を陳情するとともに、同年2月19日には市議会議長あてに「返還促進」の請願を行った。

市議会は、平成8年3月「前畑弾薬庫返還促進」の請願を採択したが、市としては「返還」だけでは実現の可能性が小さいとの認識で、「移転・返還」を求める立場であったため、市と市議会の足並みが乱れることとなった。この問題については、同年10月25日に市公連から「移転返還促進」の陳情が市長及び市議会議長あてに提出され、11月臨時市議会において「前畑弾薬庫移転返還促進に関する意見書」が可決されたことによって、以後市と市議会は共に「移転・返還」で活動することとなった。

また、懸案であった県と市との連絡協議会については、平成8年2月22日に「佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）移転・返還促進連絡協議会」を発足させ、以後、県と市は連携を取りながら移転・返還に向けた情報交換、現状及び問題点等の検討と協議を継続してきた。この協議会は、さらに佐世保基地に関する諸課題を検討する場として、平成10年9月1日に「米軍佐世保基地対策連絡会議」に発展させた。

前畑弾薬庫移転・返還については、従来は市と市議会等で陳情をしていたが、平成9年10月には、6団体（市、市議会、県、県議会、市公連、商工会議所）が一体となり、総勢約40名により、外務省、防衛庁、防衛施設庁、在日米海軍等の関係機関に対して移転・返還の促進を要望した。平成10

年6月の陳情においては、当時の久間防衛庁長官から私案の形で「移転先として針尾弾薬庫も含めて検討してはどうか」という趣旨の発言があった。平成11年度には、福岡防衛施設局は前畑弾薬庫の現況調査を開始した。

こうした流れの中で、市長は、平成12年3月の市議会の冒頭「関係者の発言や状況を総合的に勘案すれば、針尾島弾薬集積所へ移転・集約することが最も現実的な対応ではないか、との判断に至ったもの」として移転先地を表明した。

同年5月から8月にかけて、市長自ら針尾島弾薬集積所に係る町内会、漁協等に出向き、表明に至った経緯を説明するとともに意見交換を行い、引き続き翌13年には、地元関係者との自由な意見交換の場を設定し、開催した。

平成14年7月には、基本構想策定のための本格的な調査の実施を国にお願いすることについて、関係地元へ説明し、一定の理解を得た。

一方、国（現：防衛省）も、平成11～12年度に前畑弾薬庫の現況調査、平成13～14年度には針尾島弾薬集積所の現況調査及び施設測量調査等を実施、平成15～19年度には移転集約後の基本構想を策定するための本格的調査を行うなど、市の動きに合わせ、所要の予算措置を行った。

また加えて、平成17年10月には、日米合同委員会の下部機関である施設調整部会において、佐世保地区における在日米軍施設・区域の整理等について協議が開始され、同年12月には、前畑弾薬庫移転・返還に係る具体的な事項について、日米双方の確認内容が公表された。さらに、平成19年6月には、施設調整部会において、前畑弾薬庫の針尾島弾薬集積所への移転整備に関し、日米間で認識が一致した基本的考え方が示されるとともに、跡地の返還についても初めて言及された。以降、国とともに関係する10の団体に対し、弾薬庫の移転に理解を得るべく説明会を開催してきたところ、平成21年4月までに、すべての団体から「移転に関し協力する」旨の回答を得た。これを受けて、本市としても国に対し、移設に関して、特段の意見がない旨回答し、また、安全性の確保を最優先とすること、適時適切に関係者へ説明することを求めた。

その後、同年6月には、第4回施設調整部会において、今後、安全性の確保を最優先し、弾薬庫の移設事業の推進を図ること等について、日米間で認識が一致したことを受け、平成23年1月の日米合同委員会において前畑弾薬庫は針尾島弾薬集積所に移設した後に返還されることが基本合意された。以降、弾薬庫移設事業は国の事業として進められており、現在、米側と調整しつつ、各種検討を重ねながら、施設配置や工事用道路ルートを検討などが進められている。

しかしながら、日米合同委員会の合意から12年経過しているものの、具体に至っていない感が否めない状況である。そのような中、返還後の跡地を本市が現時点でどのように活用したいと考えているかを示し、国に強く訴えかけることで、返還を推し進める推進力につなげていきたいと思ひから、広く市民、専門家の意見集約を図るために組織した有識者会議からの報告書を尊重しつつ、議会の意見も聞きながら、平成30年3月、「前畑弾薬庫跡地利用構想」を策定した。

（(36)佐世保港のすみ分け問題、(44)佐世保地区における在日米軍施設・区域の整理等に係る施設調整部会の設置の項を参照）

(26) 前畑崎辺道路の建設実現と前畑弾薬庫の一部返還

昭和60年12月、福岡防衛施設局は「海上自衛隊針尾弾薬庫新設について」ということで市有地約72,000㎡の譲渡要請を佐世保市に行った。これに対し、佐世保市は譲渡の見返りとして「前畑崎辺道路（崎辺地区と市街地を直結する道路）の建設に係る佐世保弾薬補給所の一部返還と道路の建設について」を他の要望とともに福岡防衛施設局に求めた。

これを受けて、福岡防衛施設局は佐世保市に対して「佐世保弾薬補給所の一部返還と道路の建設について、基地司令官に説明し、在日米海軍司令部に対し道路の必要性を説明し、理解と協力を得るべく折衝中で、実現に向けて最大限の努力をする」との考えを示した。

これらを踏まえ、佐世保市は平成2年8月に佐世保弾薬補給所の立ち入り測量を行い、平成5年7月29日付けで「佐世保弾薬補給所の土地の一部返還について」福岡防衛施設局と福岡財務支局に対して返還に関する申請を行った。

市はこのように、これまで前畑弾薬庫の移転要請とは別に、前畑崎辺道路にかかる一部返還という形で要請を行ってきた。

平成6年1月18日に日本側から日米合同委員会の施設特別委員会に道路にかかる弾薬庫の一部返還について提案したが、米側は道路の線形及び保安上の問題について日本側に打診してきたため、国が市と米側との間に立って調整を行ってきた。

こうした中で、平成20年7月、政府施策に関する要望の際に、防衛省からは、「現在、前畑弾薬庫の移転・返還で、国も佐世保市の協力を得ながら地元説明を行っている段階であり、佐世保市からの合意が得られ、その後の日米間の基本的合意が得られたのちに、改めて、全部の返還と道路に係る部分の返還要望が重複する現状を踏まえ、今後の方向性について、佐世保市と調整していきたい。」との回答がなされた。

その後、平成23年7月、政府施策に関する重点項目の要望の際に、当時の防衛大臣政務官から、「線形の見直しをしてはどうか」との発言があったことを受け、できるだけ弾薬庫施設にかからないようルートの再検討を行った結果、隣接する西九州自動車道佐世保みなとインターチェンジとの兼ね合いにより、弾薬庫施設用地内の一部をトンネルで通過する道路線形案をまとめ、平成24年12月、防衛省との協議に入り、平成25年7月、防衛省側からは、「今後は当該道路の安全性を最大限に重視しつつ、法的かつ適切に米側と調整していきたい。」との回答を得ている。

市としては、前畑崎辺道路を「産業・防衛道路」として位置づけており、また、既に施設特別委員会に提案されている事案であり、前畑弾薬庫の移設について一定の進捗が図られていることから、同弾薬庫の一部返還については、早急に返還が実現するよう求めてきた。

しかしながら、平成26年3月24日、武田防衛副大臣から自衛隊による崎辺地区の利活用構想が示された中で、国を事業主体とする道路建設要望姿勢に変化したこともあり、遅々として事業進展が見られないことから、平成27年9月、市議会基地対策特別委員会において、佐世保市が事業主体となり、防衛補助事業を使って市道として整備する方針が確認された。この確認を受けて、同年10月

に市長と議長が、同年11月に基地対策特別委員会が、防衛省、九州防衛局に対し、前畑崎辺道路の早期着工に向けての要望を行った。

市道として整備するにあたり、市において前畑弾薬庫にかからない道路線形について検討を行い、九州防衛局と協議を進めた結果、平成29年度から防衛補助事業としての事業化に至った。現在、鋭意事業の進捗を図っているところである。

(27) LCACの運用について

平成6年9月19日午後9時30分頃、佐世保港内でプロペラのエンジン音を伴う正体不明の爆音が発生し、市民から警察、消防等に対し苦情や問い合わせが相次ぐという事態となった。

この爆音は、翌日、ドック型揚陸艦「ジャーマンタウン」搭載のエアクッション型揚陸艇（LCAC）が高後崎沖へ夜間航行訓練を行ったことによるものと判明し、事前に市にも連絡がなかったことから、市は、同月22日に基地司令官あてに日没後のLCACの運用について中止要請を行った。

さらに、平成7年2月9日、米海軍佐世保基地は、「ジャーマンタウン」搭載のLCAC2隻を立神岸壁と崎辺町の米海軍施設まで自走させ、その際の騒音等を調査するため運用テストを行った。

市は、運用実施に際して地域住民へ及ぼす影響を考慮し、周辺の町内会等（13ヶ町）へ事前に連絡するとともに、運用時には、市と福岡防衛施設局及び米軍でそれぞれ騒音測定を行った。

LCACの運用は、このテスト以来、平成24年度末までに合計1,787日実施されており、平成8年7月16日の走行時には、対岸の東浜町で、同地区の環境基準値50デシベルをはるかに超える過去最高の93デシベルという騒々しい工場なみの騒音を記録している。

市としては、基本的にLCACの運用そのものの中止を求める立場から、とりわけ、地元住民への騒音及び漁船等の航行の障害にもつながる恐れがあることを考慮し、基地司令官や国に対して再三にわたり運用中止の要請を行ってきた。

平成7年11月24日には、特に、住民、漁民へ大きな影響を及ぼす早朝の時間帯や長時間にわたる運用を行わないよう現地司令官へ申し入れをし、それに対する司令官からの回答は、「地域住民の感情を考慮し、作戦要求の許す限り影響を最小限とすべくLCACの作動は午前遅くと午後早めの時間に限定する」との回答があった。その後、LCACの母艦への積卸し等を除いては、通常毎週木曜日の午後1時頃から3時頃までのエンジンテスト等が継続された。

平成9年12月16日付で、米海軍佐世保基地司令官から市に「平成10年1月からLCACのエンジンテストを含むLCACの運用については、毎週火曜日と木曜日の午後1時から午後4時までに変更する。」旨の通知があった。市としては、週2回のLCACの運用は市民生活に与える影響が従来とは比較にならない程大きいと考え、平成10年1月6日に佐世保基地司令官に対して週2回の運用計画に抗議をした。併せて、1月9日には外務省及び防衛施設庁にも同様の要請をした。

しかし、米軍は同月末から週2回運用を開始したことから、市としては、通知外の運用が頻繁に実施される際は、文書等により申し入れを行ってきた。

崎辺地区対岸の西海市に所在する米海軍横瀬貯油所にLCAC施設が整備され、平成25年3月5

日、正式に移転が完了した。しかし、移転後も佐世保港内での運用に変わりはなく、施設の拡充に伴い更に運用が本格化するのではないかとの見方もある中、移転前まで、米軍が本市に対して行っていたL C A C運用に係る事前通知を、保安上の理由等から、移転後は廃止する旨の方針を表明した。これに対し、市としては、移転後のL C A C本格運用に伴い、より一層の民間船舶等の安全な航行を確保すること、また、移転後の検証作業として騒音測定を実施するために、引き続き事前通知を行うことについて、米軍に要請するとともに、その調整方について九州防衛局に要請を行った。最終的に、平成25年度末までの期間限定等、米軍からの条件付きで、L C A C運用に係る事前通知が再開されることとなったが、平成25年度末で事前通知は終了した。

((37) L C A C駐機場移転問題、(48) L C A Cの日没後の運用の項を参照)

(28) 米兵による事件

平成7年に沖縄で発生した米兵による少女暴行事件は、その後の同県における代理署名拒否や基地返還運動の活発化など大きな社会問題となった。佐世保でも米兵による犯罪は後を絶たず、平成7年8月には同居女性の首を絞めた殺人未遂事件、平成8年4月には女子中学生へのわいせつ行為事件が発生した。

同年7月16日には、米海軍ミサイルフリゲート艦「マクラスキー」(当時は横須賀に配備)乗組みの20歳の水兵が遊興費欲しさに、午前1時頃市内島瀬町の駐車場で20歳の女性を背後から襲い、カッターナイフで喉を切り裂いたうえ、女性のショルダーバックを盗むという、残忍かつ凶悪な事件が発生した。

市長は、県知事とともに、首相官邸、外務省、駐日米国大使館等の関係機関に対して、事件の再発防止、迅速な補償などの申入れをした。市議会においても8月6日臨時市議会を開催し、「米軍人による事件の再発防止と補償の早期実現を求める意見書」を採択し、内閣総理大臣外の関係機関に要請がなされた。

この事件を契機として、米海軍佐世保基地としては、MPとSPを増員する等警備体制を強化するとともに、若い水兵に対しては深夜の外出を禁止する措置をとった(外出禁止措置は平成9年9月25日に解除)。

なお、この事件については、平成7年10月25日の刑事手続に関する日米合同委員会合意(「合衆国は、殺人又は強姦という凶悪な犯罪の特定の場面に日本国が行うことがある被疑者の起訴前の拘禁の移転についてのいかなる要請に対しても好意的考慮を払う。」)に基づき、初めての事例として、起訴前に被疑者の身柄が日本側に引き渡された。当該水兵は懲役13年の刑が確定した。

その後も、平成8年11月20日、平成11年3月27日、同年10月6日、平成15年8月18日に強盗致傷事件、平成16年1月17日に婦女暴行事件、平成18年10月14日に殺人未遂事件が発生しており、市では事件のつど、米海軍佐世保基地に再発防止と綱紀粛正について、強く要請を行っている。

また直近の凶悪事件としては、平成20年6月、市内において米軍関係者が被害者となった強姦

致傷事件が、さらには、同年10月、米兵による佐世保港内の制限水域内への銃弾不正投棄事件が発生し、米海軍佐世保基地に対し、綱紀粛正、再発防止の要請を行った。

その後、今日に至るまで米軍人による警官ひき逃げ・傷害・窃盗・不法侵入・公務執行妨害・道路交通法違反等も発生している。

（(45) 米海軍佐世保基地との防犯連絡会議の設置の項を参照）

(29) SSK第3ドック問題

SSKの第3ドックについては、昭和43年の返還・払下げにあたり、米軍・日本政府・SSKの三者で「返還使用協定」が締結され、「米軍が7日前に通知すれば、第3ドックを優先的に無償で使用できる」とされている。

平成7年末頃、米軍からペロー・ウッズの修理のため、第3ドックを約半年間使用したいとの意向が示されたとのことで、その後、米軍とSSKとの間で交渉が続けられたが、平成8年8月に交渉は決裂した。

市としては、SSKが本市の主要産業であることから、第3ドックを米軍が長期間使用することは、経営に与える影響が大きいと考え、防衛施設庁等の関係機関に対して、この問題が円満に解決されるよう要望した。

そして、平成8年10月、日本政府と米軍は第3ドックの代わりに、石川島播磨重工業(株)の浮きドックを使用することで合意し、実施された（H8.12.3入渠、H9.4.2出渠）。

このペロー・ウッズ修理問題は一応の解決を見たが、「返還使用協定」については当事者間で改定に向けた協議が行われるよう引き続き求めているところである。

(30) 都市計画法に基づく、米海軍佐世保基地の一部用途地域変更

メインベース地区（平瀬町）は周辺の地域とともに、昭和47年の都市計画法の改正に伴い、「工業専用地域」に指定された。この時の長崎県都市計画地方審議会では、大蔵省から「返還後の跡地利用を決定する際、制約の多い工業専用地域指定は困るので、再考を求める」旨の発言があり、文書での照会も受けた。市は、昭和47年8月8日付で「国策上必要である旨国から指示があれば遅滞無く変更する」旨の回答をした。

福岡防衛施設局は、米軍の要望を受け、平成2年頃から再三にわたり口頭で市に用途地域を「準工業地域」に変更するよう求めていたが、平成7年7月には文書で依頼があった。これに対して市は、平成7年9月25日付で「施設整備の時期、予算等具体的内容が明確でないため、用途変更は見送らざるを得ない」と回答をした。

平成8年10月15日、福岡防衛施設局は、「米海軍は、佐世保基地において従来から不足している厚生施設等を当該地区において早期に整備することを要望しており、防衛施設庁としても（厚生施設と隊舎を）平成9年度予算の概算要求に計上した」として、再度、市に変更の依頼をした。

市は、基地対策特別委員会等での議論も踏まえ、当該地区内の施設は老朽化していること、提供区

域内での施設設備であること、返還後の跡地利用を考えた場合も「工業専用地域」はそぐわないとの考えから、当該地区を「準工業地域」に変更することは止むを得ないと判断した。

そして、長崎県都市計画地方審議会を経て、平成9年4月25日に当該地区の用途地域は「準工業地域」に変更された。

(31) 米艦船からの油漏れ事故の多発

平成8年11月6日、米給油艦「グアダループ」が約5,500ガロンの油漏れ事故を起こし、市港湾部は海上保安部とともに事故後3日間にわたり除去作業を行った。

平成9年6月5日午後10時43分、福岡防衛施設局から「原子力潜水艦ヘレナが約25ガロンの油漏れ事故（その後の調査で流出量は約1ガロン）を起こした」との通報を受けた。市職員が現場に急行するとともに、原子力潜水艦の事故であることから、環境保全課は放射能調査のため午前2時から午前3時にかけて科学技術庁とともに海水の採取を行った。放射能調査の結果は異常がなかったものの市民に不安を与えたことは否めない。

その後も、同年7月2日には給油艦「ペコス」から約50～80ガロン、8月29日には「フォート・マクヘンリー」から約15ガロン、その他平成9年には立神港区や赤崎岸壁での油漏れがたびたび起こった。

市は、油漏れ事故のたびに米軍に再発防止を申し入れている。

(32) 原子力潜水艦の寄港に関する事前通報の遅れ等

原子力潜水艦の入港に関する連絡については、昭和39年8月24日の「合衆国政府の声明」において「少なくとも24時間前に、到着予定時刻及び碇泊予定位置につき」日本政府の当局に通報するとされている。出港については、入港のような取決めはないが、放射能測定のため、従来から慣例として入港の場合と同様に24時間前までに出入港予定時刻の通報がされている。

平成9年6月21日に佐世保港に入港した原子力潜水艦「ポーツマス」は計4回にわたり出港予定日時を変更した上、結果的には、7月2日午後4時頃無通告で出港した。市は放射能測定に支障を来したこともあり、確実な通報をするよう在日米海軍及び外務省に要請をした。

また、平成10年5月4日午後4時頃、原子力潜水艦「サンフランシスコ」が入港したが、その入港の通知が佐世保市にあったのは、入港の14時間前の同日午前2時頃であった。市では外務省、在日米海軍等に対して事前通報の遵守を要請した。外務省からは「米側から『急な運用上の所要によりやむを得ず入港しなければならなくなった』との説明を受けた」旨の回答があり、在日米海軍からは「24時間前に通報すべく努力する」旨の回答があった。にもかかわらず、平成11年8月12日の原子力潜水艦「ロサンゼルス」の入港の連絡が市にあったのは、入港予定時間の約19時間前であった。

(33) 新返還6項目の決議

市は、昭和46年10月から返還6項目の要望を続けてきた。この返還要望項目は、当時の基地縮小の動きの中で定められたものであった。

その後20数年間を経過し、基地をとりまく状況は当時と大きく異なってきたことから、平成8年頃から返還6項目の見直しの必要性が指摘され始めた。

そこで、平成9年5月、市議会基地対策特別委員会において、返還要望項目について一定の整理・検討を行い、より実現可能な項目に見直す作業に着手した。1年に及ぶ検討の結果、平成10年9月30日市議会で「米軍提供施設等返還6項目の見直しに関する決議」がされ下記の6項目に見直した。

- ① 佐世保弾薬補給所（前畑弾薬庫）の移転・返還
- ② 赤崎貯油所の一部（県道俵ヶ浦日野線の改良にかかる地域）の返還
- ③ 旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコ線）の返還
- ④ 赤崎貯油所の一部（SSKの一時使用地区）の返還
- ⑤ 立神港区第1号～第5号岸壁の返還
- ⑥ 制限水域全面の返還（但し、緩和を含む。）

その後、平成13年になって、新返還6項目について大きな動きがあった。

まず、項目②に掲げている赤崎貯油所の一部（県道俵ヶ浦日野線の道路改良にかかる地域）の返還について、6月20日の日米合同委員会で合意され、平成17年1月20日、返還手続きが完了した。

また、6月27日に東京で開催された「佐世保基地問題を考える議員懇談会」の席上、防衛施設庁側から新たな見通しとして次の内容が示された。

ジュリエット・ベースンの岸壁完成を前提に、またユーティリティの確保を条件として、

- 立神4岸、5岸と3岸の一部
- SSKが一時使用中の赤崎貯油所 約31,000㎡
- 旧米海軍専用鉄道側線（旧ジョスコ線）

これら3項目について返還することにつき、米側の前向きな意向が確認できた。

市議会としてもこれを受け、7月3日の本会議において「新返還6項目に関する感謝決議」を行い、新返還6項目の早期実現のため議会としても努力する考えを示した。

更に、平成15年7月15日に開催された同議員懇談会においては、防衛施設庁から上記3項目を含む新返還6項目の全てについて、具体的な取り組み方針が文書で明示された。

平成16年12月21日、立神港区第3・4・5号岸壁の一部、SSKが一時使用中の赤崎貯油所の一部、SSK構内等の旧ジョスコ線敷きの3項目について、日米合同委員会で返還に係る基本的な合意がなされた。

加えて、平成21年3月17日、SSKが一時使用中の赤崎貯油所内の一部土地（約3.1ha）及び

その前面水域（約3.8ha）について返還手続きが完了した。これにより、本市が重要施策として掲げる新返還6項目のうち2項目が完結した。

また、平成22年3月、ジュリエット・ベースンにおける新岸壁の整備が完了したことから、同年10月1日、立神港区第3・4・5号岸壁の一部の返還及び売り払いについて、佐世保重工業株から国に対して、取得要望書が提出され、平成23年5月20日の第33回旧軍港市国有財産処理審議会において、米国政府に対して返還要求するとともに、返還後は佐世保重工業株式会社へ売払うことが承認された。さらに、平成25年6月13日には、立神港区第3・4・5号岸壁の一部及びその背後地の土地について、日米合同委員会で返還合意され、平成26年2月4日、返還手続きが完了した。

(34) 赤崎貯油所のSSK一時使用地区の明け渡し要求

赤崎貯油所のSSK一時使用地区（約31,000㎡）は米軍への提供施設であるが、地位協定第2条4項aに基づき福岡防衛施設局を通じてSSKが使用許可を受け、昭和46年から使用を継続している施設である。

この地区の一部（約3,000㎡）について、平成10年3月福岡防衛施設局は米海軍佐世保基地から「米軍が資材保管場所として使用する必要から、平成17年4月まで明け渡すよう」要請を受け、この旨をSSKに通知した。

SSKとしては、当該地区は陸上鉄鋼製品の仮組場として使用しており、その一部を明け渡すことは操業に死活的な影響が出るとして、同年7月22日福岡防衛施設局に対して代替地として同社所有地を提供（賃貸）する旨提案した。

この代替案について、関係者で調整がなされた結果、同年8月、立神町のSSK所有地（約3,100㎡）を代替地として提供することで合意し、同年11月の日米合同委員会で合意された。提供期間は、平成17年3月31日までであったが、同年3月30日の日米合同委員会で平成22年3月31日までの使用期間延長が合意された。

(35) 立神第4号・5号岸壁の明け渡し要求

平成10年7月、米海軍佐世保基地から佐世保防衛施設事務所を通じてSSKに対して、立神第4・5号岸壁を9月8日から10月1日まで明け渡すよう要請があった。立神第4・5号岸壁は米軍提供施設であるが、地位協定第2条4項aに基づきSSKが使用許可を受けて使用を継続している施設である。SSKでは立神第4・5号岸壁の背後に250トンクレーン（固定式）を設置しており、これらの岸壁を新造船の艀装用岸壁として使用している。SSKとしては第4・5号岸壁を明け渡せば経営が成り立たないとして、明け渡し要請の撤回を求めた。

その後関係者間で協議が行われた結果、9月4日、SSKと米海軍佐世保基地は「SSKは立神第4・5号岸壁を使用し、米海軍はSSKの蛇島西岸を使用することで合意した」旨を共同で発表した。

また、平成11年1月と4月にも要請が出されたが、上記と同様の形で調整がされた。

平成12年4月には強襲揚陸艦「ベロー・ウッド」と「エセックス」の交替配備に伴う明け渡しが要求され、国、県、市及び国会議員、県議会、市議会などの努力により、当初1ヵ月の明け渡し要求だったが、結果的に同年7月13日から同月26日まで14日間の明け渡しに短縮された。

(36) 佐世保港のすみ分け問題

佐世保港は、港口は狭いが奥行きは広く、地形も複雑である。それ故に古くから軍港として発展してきたともいえるが、現状を見れば、米海軍・海上自衛隊の防衛施設と民間施設、公共施設等が狭隘な区域に混在し岸壁等の港湾施設も不足しており、それらがお互いに阻害し合い十分な機能を発揮できない状況にある。しかも米海軍や海上自衛隊の施設は、佐世保港内の主要な地区に分散している。

このようなことから施設の競合問題をはじめ種々の問題が生じており、佐世保港における防衛施設と民間・公共施設のすみ分けの必要が指摘されている。これらの問題を検討するため、平成10年8月には地元選出等の国会議員9名で構成する「佐世保基地問題を考える議員懇談会」（会長：久間章夫衆議院議員）が発足し、平成11年8月には福岡防衛施設局長、海上自衛隊佐世保地方総監、長崎県副知事、佐世保市長の4者による「佐世保問題現地連絡協議会」が設置された。

同年9月に佐世保港を視察した野呂田防衛庁長官（当時）は、「立神岸壁の競合問題を含め、防衛施設の移転・集約など佐世保地区の諸問題を解決するため、平成12年度に調査費を要求している」旨の発言をし、防衛施設庁の平成12年度予算に「佐世保地区の移転集約構想等に係る経費」として約5,100万円の調査費が盛り込まれた。

なお、佐世保地区の移転集約構想については、前畑弾薬庫の移転・返還、ジュリエット・ベースンの一部埋め立てによる新岸壁の築造、西海市におけるLCAC駐機場の整備が大きな要素となっており、国としてはこの3事業を一体的に進めるため、概ね平成11年度以降毎年それぞれに予算措置を行っている。

((25)前畑弾薬庫の移転・返還について、(37) LCAC駐機場移転問題、(41) ジュリエット・ベースン(平瀬係船池)における新たな岸壁の整備の項を参照)

(37) LCAC駐機場移転問題

米海軍は平成7年6月から崎辺海軍補助施設の一部にLCAC6隻を駐機させ、エンジンテスト等の運用を繰り返している。市では当初から、LCAC運用時の騒音等による周辺住民への影響を考えLCACの運用中止を関係機関に求めてきた。福岡防衛施設局では騒音等の軽減を図るため、平成9年度に港内5箇所について駐機場の移転先の適地調査を実施し、その結果西海町（現西海市）の横瀬貯油所が最有力地とされた。

平成10年8月、福岡防衛施設局はこの旨を西海町に通知するとともに、同年12月から横瀬貯油所の地形測量等の調査に入った。平成11年7月、福岡防衛施設局はその調査結果を西海町に示し、駐機場移転の協力を求めた。福岡防衛施設局の説明によれば、「横瀬貯油所において9haの陸域造

成と 8 h a の公有水面の埋立てを施行し、格納庫、管理棟、洗機場、駐艇場等を整備する。L C A C は 1 2 隻を予定している。工期は環境調査等を含めて 1 5 年間」とのことであった。

この調査結果報告書には L C A C の騒音予測シミュレーションも記載されていたが、関係住民からはシミュレーションでは実際の影響は分からない等の批判が出された。福岡防衛施設局は同年 1 1 月、実際の L C A C 走行時に調査を行ったが、走行音の実測値も水中音も影響は小さく、飛来塩分も L C A C 走行との明確な相関を得ることはできなかつたとされた。

さらに福岡防衛施設局からは、駐機場移転が受入れられた場合の地域振興策や漁業補償等についても関係者に説明がされ、新駐機場の規模も計画から 2 h a 以上縮小する意向が示された。

この駐機場移転問題については、西海町議会では平成 1 0 年 9 月に特別委員会を設置して検討が続けられてきた。特別委員会では平成 1 1 年 1 2 月 1 7 日、住民から提出されていた「L C A C 基地建設に反対する請願」を採択し L C A C 駐機場の建設に反対の意向を示したが、同 2 2 日町議会本会議では同請願を不採択とし、これを受けて西海町長も L C A C 駐機場の横瀬貯油所への受入れはやむを得ない旨の表明をした。翌 1 2 年 1 月 2 6 日、西海町と福岡防衛施設局は「横瀬貯油所内における L C A C 施設の整備等に関する協定書」を取り交わした。

その後、横瀬貯油所内における L C A C 駐機場施設の整備工事が鋭意進められ、平成 2 4 年 3 月 2 9 日に施設整備事業が竣功し、同年 1 2 月 1 9 日、施設の提供及び水域の変更について日米合同委員会での合意に至り、平成 2 5 年 2 月 1 日の日米間における施設提供手続きを経て、同年 3 月 5 日、正式に移転が完了した。

(38) 原潜シカゴの無通報入港問題

昭和 3 9 年 1 1 月 1 2 日の本邦初の米原潜寄港以来、令和 5 年 1 0 月末までに、本市には 4 5 1 隻の米原潜が寄港している、

米原潜の寄港に際しては、昭和 3 9 年 8 月の「外国の港における合衆国原子力軍艦の運航に関する合衆国政府の声明」(P. 2 3 4 参照)により、入港の少なくとも 2 4 時間前に到着予定時刻及び碇泊又は投錨の予定位置が通報されることとなっている。

2 4 時間前通報の意味するところは、文部科学省の「原子力軍艦放射能調査指針大綱」に基づき放射能調査を行う調査班の派遣及び調査の事前準備に要する時間を確保するためのものである。

このため、入港予定時刻の 2 4 時間前を切った通報となった場合、そのつど本市は外務省に対し 2 4 時間前通報の遵守を米側へ求めるよう要請を行ってきた。

そうした中、平成 1 3 年 4 月 2 日 1 0 時 4 6 分、佐世保港内 3 5 番錨地に米原潜「シカゴ」が無通報で入港するという事態が発生した。これは米原潜の本邦初寄港から約 3 7 年間で初めての事件であった。

当日は、1 6 時に米原潜「サンタフェ」が入港する予定となっていたため、幸いにも文部科学省の調査班が事前に本市へ到着し放射能測定の前準備を整えていたため、「シカゴ」の放射能測定についても遺漏なく実施できた。

市は、同年2月10日に発生したハワイ沖における「えひめ丸」の事故の際、佐世保港における原潜の安全航行の確保とともに24時間前通報の遵守を申し入れた（平成13年2月26日）ばかりだったこともあり、無通報入港という事態は日米間の信頼関係を著しく損なうとの観点から、①原因の徹底究明、②再発防止について直接2度にわたり外務大臣に申し入れを行った。その際、佐世保市長として「米原潜の寄港はご遠慮されたい。」との考えを表明した。

このことを受けて、外務省は米側と折衝を行い、日米合同委員会及び作業部会での事務レベル協議を経て、平成13年4月24日「共同プレス・ステートメント」（P.256参照）を発表した。

「共同プレス・ステートメント」では、24時間前通報の重要性を認識するとともに、通報内容のダブルチェック、寄港情報の口頭連絡に併せ文字情報として連絡を行うなどの新たな改善策が示された。

市としても、この「共同プレス・ステートメント」を一定評価するとともに、このことが重要な位置付けのもと実行されて行くことを希望し、「米原潜の寄港はご遠慮されたい。」との表明を一応終息させた。

(39) 原子力潜水艦寄港情報の事前非公表問題

平成13年9月11日、米国において同時多発テロが発生し、米軍基地の警備が強化された同月21日、国から「米国原子力潜水艦の本邦寄港時における公表に係る要請について」の文書が出された。

要請以前は、外務省から原潜寄港通知を受けた際には、関係機関へ寄港情報を連絡していたが、本要請では、原潜の寄港に係る事前情報の外部への公表を差し控えていただきたいというものであった。

市としては、要請受け入れにあたって、①24時間前通報の厳守、②放射能測定態勢にいささかの支障も生じさせないこと、の2点を強く申し入れ、公表しないことのほうがテロ発生の確率を考えた場合、より安全であるとの観点から、熟慮の上、要請を受け入れることとした。

本市と同様に原子力潜水艦が寄港する横須賀市、沖縄県も同様の要請を受け入れた。しかしながら、テロ発生直後の深刻な状況から日時が経過したにもかかわらず、非公表の措置が継続されていることから、平成14年9月4日、横須賀市長と連名で、非公表措置要請の継続の適否について、国に要請した。

その後も、同時多発テロ発生後2年を経過した平成15年11月17日、本市で開催された「旧軍港市振興協議会正副会長会議」において、「原子力潜水艦寄港に関する事前通報非公表措置の解除について」を決定し、国に重ねて要請を行った。以降、事あるごとに、国に対して要請を行っている。

(40) テロ対策特別措置法・補給支援特別措置法等に基づく自衛艦の派遣

平成13年9月11日に発生した米国における同時多発テロを発端として、同年10月29日、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取り組みに積極的かつ主体的に寄与することを目的に「テロ対策特別措置法（以下「テロ特措法」という）」が可決・成立した（公布・施行同年11月2日）。

テロ特措法に基づく自衛隊の派遣に係る「基本計画」の閣議決定に先立つ同年11月9日、防衛庁設置法第5条18号（調査・研究）により、本市から護衛艦2隻「くらま」と「きりさめ」、補給艦1隻「はまな」がインド洋へ派遣された。

その後、派遣に係る諸手続きを経て、同年同月25日、本市から護衛艦1隻「さわぎり」、呉から補給艦1隻「とわだ」、横須賀から掃海母艦1隻「うらが」が出港した。

テロ特措法は、2年間の時限立法であったが、平成15年10月10日、テロ特措法が改正され、自衛隊の派遣期間が2年間延長、さらに、平成17年10月26日再度改正され、派遣期間も1年間再延長された中、平成19年11月1日をもって同法失効によりその活動は終了した。

しかしながら、平成20年1月11日、補給支援特別措置法（正式名称:「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」）が成立し、補給支援活動を再開したが、同法失効に伴い、平成22年1月15日をもって終了した。

(41) ジュリエット・ベースン(平瀬係船池)における新たな岸壁の整備

(36)「佐世保港のすみ分け問題」において、佐世保港の現状及び港のすみ分けの必要性を述べているが、このような本市の実情に鑑み、国はジュリエット・ベースンの一部を埋立て、新たな岸壁の築造を計画した。

平成11年度以降、長崎県環境影響評価条例に基づく環境アセスメント調査及び関連する下記の諸手続きが実施された。

環境影響評価「方法書」の公告・縦覧 平成13年11月2日～12月3日

〃 「準備書」の公告・縦覧 平成14年9月27日～10月28日

〃 「評価書」の公告・縦覧 平成15年3月25日～4月28日

平成15年7月24日、国から港湾管理者である本市に対し「平瀬係船池公有水面埋立承認願書」が提出され、8月1日から8月22日までの間縦覧に供された後の9月定例市議会において、当該公有水面埋立については支障がない旨の意見を港湾管理者に述べる議案が提出され、議会最終日（9月25日）賛成多数で可決された。

同年10月22日、本市は港湾管理者として国に対し公有水面埋立承認書を発出した。その後、平成16年8月5日に工事に着手し、平成22年3月30日に竣功通知が提出され、同年10月21日、米軍への提供について、日米合同委員会で承認された。

※ジュリエット・ベースンにおける新たな岸壁の整備の概要（平成22年3月30日竣工）
岸壁総延長：約505m、水深：マイナス11m、埠頭用地埋立面積：約5.7ha、
泊地浚渫：約9.5ha、泊地水深：マイナス11m

また、ジュリエット・ベースンにおける新たな岸壁の整備に要する経費として、平成16年度以降の予算内示額は次項のとおり。

災訓練への米軍の参加について強く要請するとともに、さらに、8月21日、市議会においては意見書が議決された。

これに対し、外務省を通じ、米軍側から安全性等についての最終報告がなされたものの、種々の疑問点は残っており、今後においては、我が国政府としての原子力艦の安全性に関する確証について、万全を期することが求められる。

(44) 佐世保地区における在日米軍施設・区域の整理等に係る施設調整部会の設置

新返還6項目に関しては、平成16年12月21日の日米合同委員会において3項目(P36.(33)新返還6項目の決議の項を参照)で基本合意がなされ、「佐世保弾薬補給所(前畑弾薬庫)の移転・返還」については、平成12年3月議会において市長が移転先地を針尾島弾薬集積所と表明したものの、国としての具体的な動きは見られなかった。そのような中、平成17年10月4日、日米合同委員会の下部機関である施設調整部会で協議を行うことが決定し、第1回目の会合が開催された。

同年12月19日の第2回目の会合においては、前畑弾薬庫を針尾島弾薬集積所へ移転・集約するにあたっては、針尾島弾薬集積所に隣接する水域を埋め立てることなども可能な方法として考えられること等が明らかになった。一方、米側からは住宅不足の解消が求められた。

また、平成19年6月の第3回目の会合において、前畑弾薬庫の針尾島弾薬集積所への移転整備に関し、日米間で認識が一致した基本的考え方が示されるとともに、跡地の返還についても初めて言及された。以降、国とともに関係する10の団体に対し、弾薬庫の移転に理解を得るべく説明会を開催してきたところ、平成21年4月までに、すべての団体から「移転に関し協力する」旨の回答を得た。これを受けて、本市としても国に対し、移設に関して、特段の意見がない旨回答し、また、安全性の確保を最優先とすること、適時適切に関係者へ説明することを求めた。

さらに、同年6月、第4回目の会合において、今後、安全性の確保を最優先し、弾薬庫の移設事業の推進を図ること等について、日米間で認識が一致し、平成23年1月に日米合同委員会で合意された。

(45) 米海軍佐世保基地との防犯連絡会議の設置

米兵による事件・事故の発生は、市民生活に著しい支障を与えることから、これまでも事件・事故が発生してからということではなく、未然防止を米軍側へ求めてきた。

平成16年7月、市議会基地対策特別委員会が横須賀市等を視察した際、米軍と警察、県、市が一体となって米軍関係者の犯罪防止に関する協議を行う場を設置しているとの説明を受けた。

これまで本市では、市と米軍、市と県といった個別の情報交換等は行ってきたが、関係機関が一堂に会し、協議を行う場はなかったため、早速、米海軍佐世保基地、長崎県警察等関係機関と設置に向けた調整を重ね、1年後の平成17年9月28日、参加機関の承諾を得たことから、「米海軍佐世保基地防犯連絡会議」を立ち上げた。以降、会議を開催し、意見交換を行っている。

(28) 米兵による事件の項を参照)

※「米海軍佐世保基地防犯連絡会議」規約、構成機関等はP.260参照

_(46) 前畑弾薬庫敷地内における建物火災

平成18年10月21日、午後4時頃、「前畑弾薬庫の敷地内で火災が発生している」との通報が警察にあった。火事は、午後9時30分頃（米側発表）に鎮火したが、敷地内の木工作业所1棟（木造2階建、延面積約800㎡）が全焼した。

市と米軍が締結している消防相互援助協定では、火災が他方の管轄区域の人命又は財産に危害を及ぼすかもしれないと判断したときは関連情報を通報することを定めているが、米側からは本火災の発生についての連絡はなかった。

また、火災発生時には他方からの要請により相互に援助することが定められており、市消防局は消防車を現場付近に待機させて、数回にわたって応援を申し出たが、米側は必要ないとしてこれを断ったため、弾薬庫の敷地内に入ることができなかった。

これに対して、火災の状況説明のために訪れた米海軍佐世保基地司令官からは、「現場が狭く、消火活動に支障をきたすため、要請を行わなかった」との説明があった。

この火災の発生を契機として、消防相互援助協定の見直し協議が行われ、平成20年12月15日、本市、米海軍佐世保基地双方による消防相互援助協定の改定合意に至った。

(47) 赤崎貯油所へのオスプレイの飛来

平成27年3月19日、防衛省から本市に対し、米海兵隊のMV-22オスプレイ2機が、同月23日に米海軍赤崎貯油所に飛来する可能性があるとの情報提供がなされた。

実際、23日当日には2機のオスプレイが、同貯油所に長崎県内で初めて飛来した。

それ以降、平成28年4月23日の熊本震災への支援や、同年7月22日の海上自衛隊との共同訓練を含み、令和4年6月末までに、本市に28回飛来している。（「佐世保市へのオスプレイの飛来状況」P.88参照）

同機の安全性については、平成24年9月19日の日米合同委員会において、地域住民に十分な配慮がなされ、最大限の安全対策が採られることが日米両国間で合意されたこと等、国として同機の安全性を十分に認識した上で、国の責任において、我が国での飛行運用がなされているものと認識している。

一方、令和2年度以降、わが国においても陸上自衛隊に同機種（V-22オスプレイ）を装備し、従来の回転翼輸送機を代替・補完するものとして運用することとなったことから、オスプレイを一般的な航空機として取り扱い、これまで行ってきた米軍のオスプレイ飛来回数の集計は、令和4年6月をもって終了することとし、今後は、米軍オスプレイの飛行に関する情報が九州防衛局から得られれば、住民等へ情報提供していくこととした。

本市としては、同機に限らず、米軍航空機の運用にあたって、地域住民に十分配慮し、安全の確保について万全を期すよう引き続き求めていきたいと考えている。

(48)LCACの日没後の運用

平成29年10月30日、九州防衛局幹部が本市を訪れ、米海軍によるLCACの夜間訓練の実施を通知した。

LCACの駐機場については、平成25年3月に崎辺から横瀬（西海市）に移転したものの、佐世保港内をLCACが航行することは変わりなく、周辺地域においては騒音や塩害などに関する懸念が残っているのも事実であり、民間船舶の航行に影響を及ぼさないよう、港内におけるLCACの航行に係る安全確保が、引き続き求められている状況にあることから、同年11月2日付けで、九州防衛局長に対し、以下の内容について要請を行った。

これらのことを踏まえ、本市としては、航路、泊地等の港湾施設を良好な状態に維持する観点から、九州防衛局長に対し、以下の内容について要請を行った。

1. 日没後の運用を実施する場合、その日時について事前に関係者に通知すること。
2. 日没後の運用を実施するにあたり、具体的な安全策を明示すること。
3. 日没後の運用状況（終了時間等）について報告すること。

そのような状況の中、11月7日から9日までの3日間、日没後の運用を含む訓練が実施された。

また、12月上旬にも、同様の訓練（荒天のため1日のみ）が実施された。

さらに、平成30年1月31日と2月1日には、事前通知なしで夜間航行訓練が実施され、先に要請していた事前通知が行われなかったことから、九州防衛局に対し前記3点について改めて要請を行った。

一方で本市は、LCACの日没後の運用については、佐世保港運営委員会（P.20（19）弾薬コンテナ係留問題の項参照）で協議すべき事項として、国に対し開催を求めてきた。本市や西海市の要請を受けた九州防衛局が米側と調整してきた結果、米側からも開催の意向が示され、平成30年3月22日、第13回佐世保港運営委員会が平成2年以来、28年ぶりに開催され、その中で米側から訓練日程の事前連絡が行われた。

以降、本委員会は四半期ごとに第17回（平成31年4月）まで開催され、その後は、本委員会は開催しない中、米側から九州防衛局を通じて訓練日程の事前連絡がなされており、引き続き夜間航行訓練が実施されている状況にある。

（(27) LCACの運用についての項を参照）

(49)米海軍佐世保基地に関わる銃に係る事案の連続発生

令和元年5月9日深夜、市内の佐世保公園内で自殺とみられる遺体で発見された米海軍強襲揚陸艦ワズプ乗組員の上等水兵が、職務上武器庫に出入りできる状況にある中、許可なく拳銃とみられる武器を基地の外に持ち出したという事案が発生した。厳格に管理されているはずの武器が許可なく基地の外に持ち出されたことは、市民の安全安心を脅かす極めて深刻な事態であり、同月13日、米海軍佐世保基地に対し原因究明と再発防止を求めるとともに、外務省及び防衛省に対しても国の責任における調査等、しっかりとした対応を求めた。

また、同月16日に、報道機関が「5月初旬に米海軍佐世保基地の日本人警備員が銃を携行したまま

基地の外に出て別の施設へ移動していた」旨の報道を行った。これは、「同基地の日本人警備員が5月2日～9日頃、同基地警備隊の指示で、実弾入りの拳銃を携行したまま基地外の公道を歩行し、飛び地の車両検査場へ移動した」という事案であり、このことは在日米軍の内部規則により厳に禁じられているとのことである。また、関係当局間で情報共有がうまくなされておらず、本市への速やかな情報提供もなされなかったことから、外務省・防衛省に対し然るべき措置を取るよう求めた。

これら2件の事案について、同年5月17日に北米局日米地位協定室首席事務官が、また、同日及び6月10日に九州防衛局長が来庁し、経緯等について説明がなされた。その後、同年7月11日には外務省北米局長、8月21日には外務省外務副大臣がそれぞれ来庁し、市民に不安を与えたことに対する謝罪、及び米海軍佐世保基地司令官に対し、原因究明、再発防止について改めて申し入れを行った旨の説明がなされた。

「死亡した米軍人による基地の外への武器持ち出し」事案に関しては、令和元年末に日米双方の捜査が終了したことを受け、令和2年2月10日、外務省北米局参事官及び九州防衛局管理部長が来庁し、本事案に係る最終的な説明・報告がなされた。

その内容は、当該米軍人は武器管理担当であったが、精神的に問題を抱え、武器庫へ不正にアクセスし、拳銃を基地の外に持ち出して自殺を図ったものである。在日米軍は本事案を重大に受け止め、武器管理規則の徹底的な再検証を行い、規則そのものは適切であるとした上で、同軍司令官が日本国内全ての部隊に対し、改めて武器の取扱い手順の再確認を行うよう指示を行った。また、佐世保基地は個々の軍人の精神面のケア等にも対応していくというものであった。

あわせて、同参事官からは佐世保市民に対する謝罪の言葉とともに、米軍駐留に係る地元負担の軽減のため政府一体となり、できる限りのことを行っていくとの国としての姿勢も示された。

(50) 崎辺海軍補助施設(崎辺東地区)の全部返還

平成25年3月まで米海軍L C A Cの暫定駐機場として使用されていた崎辺海軍補助施設(崎辺東地区)に関しては、平成27年8月6日の日米合同委員会において、当該施設内に所在する消防施設を赤崎貯油所内に移設することを条件として、その全部返還について合意がなされていた。

令和2年8月28日に赤崎貯油所内への代替消防施設の追加提供が日米合同委員会で合意され、令和3年1月25日に日本側への返還が完了した。

(第3章(7)自衛隊による崎辺地区の利活用(崎辺東地区)の項を参照)